

2 地域（まち）づくり

【課題】

高齢単身世帯の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や、グローバル化の進展に伴い増加する外国籍県民等(※)を地域全体で支えるため、地域福祉の担い手が互いに連携・協働するまちづくりが必要になっています。

また、県は、高齢者や障がい者などが自らの意思で自由に移動し、社会参加することができる「まちづくり」の実現に向け取組を進めてきましたが、ハード面での環境整備だけでなく、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、心のバリアを取り除く取組を推進するとともに、誰もが必要とする情報にアクセスできるよう、ソフト面での環境整備を含め、バリアフリーの街づくりをより一層推進する必要があります。

さらに、南海トラフ地震や都心南部直下型地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、自力避難が困難な高齢者や障がい者などを災害から保護するため、市町村と連携した支援体制を強化するなど、災害時における福祉的支援を充実することが重要です。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、民生委員・児童委員の活動やボランティア活動を制限したほか、バリアフリーに関する各種イベントや災害時の要配慮者支援に関する研修を中止せざるを得なくなるなど、地域における支え合いの推進、バリアフリーの街づくりの推進、また、災害時における福祉的支援の充実に大きな影響を及ぼしています。

しかしながら、コロナ禍においても、民生委員・児童委員の活動は、インターフォン越しの訪問や手紙の活用など、直接対面しない工夫により、感染防止対策をしながらの活動が継続されています。また、バリアフリーの街づくりの推進についても、研修・会議等のオンライン開催や書面開催、バリアフリーに関するホームページの充実などの工夫を行いました。さらに、災害時における福祉的支援の充実では、令和2年度に神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWA T）を設置し、オンラインを活用した研修、感染症対策を講じた上での訓練を実施するなど取組を進めています。

今後は、ウィズコロナやその他の感染症などの拡大時においても、民生委員・児童委員など地域住民が支え合い活動をしやすいよう環境づくりを支援するとともに、バリアフリーの街づくりや災害時における福祉的支援の充実についても、着実に進められるような普及啓発のあり方やイベント実施についてのノウハウを蓄積していくことが重要です。

【施策の方向性】

○ 地域における支え合いの推進

ボランティア活動や地域住民による「多世代居住のまちづくり」の推進、老人クラブによる友愛訪問活動の支援を図るとともに、民生委員・児童委員や企業等営利団体など、地域福祉の担い手による見守り活動の充実を図ることにより、地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

また、NPO等との連携・協働を一層充実するとともに、外国籍県民等(※)の生活に関する相談や教育環境の整備等の取組を通して、外国籍県民等の暮らしやすさを支援します。

【主な目標：ボランティアコーディネーター研修の着実な実施】

市町村ボランティアセンター職員及び社会福祉施設職員を対象として、地域の活動拠点において、ボランティアのまとめ役となるコーディネーターについて、これまでの養成実績を踏まえ、毎年60名ずつ養成していきます。

年度	2007(H19) ～ 2021(R3)*	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
ボランティア コーディネーター 研修受講者数	— <u>(1,383人)</u>	60人 <u>(1,443人)</u>	60人 <u>(1,503人)</u>	60人 <u>(1,563人)</u>	60人 <u>(1,623人)</u>	60人 <u>(1,623人)</u>

※ 2021(令和3)年度は、累計の実績数となります。(神奈川県社会福祉協議会調べ。)
()の人数は、2007(平成19)年度からの累計となります。

※ 2015(平成27)年度以前の名称は、「ボランティアコーディネーター・相談員研修」といい、また、2007(平成19)年度の「ボランティアコーディネーター新任者研修」の人数を含みます。

○ バリアフリーの街づくりの推進

公営住宅、公共施設等のバリアフリー化など、ハード面での環境整備を図り、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、心のバリアを取り除く取組を推進するとともに、ソフト面における情報アクセシビリティ(※)の向上や手話の普及を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりを推進します。

【主な目標：公営住宅のバリアフリー化の推進】

県営住宅の入居者の高齢化が進行し、高齢化に伴う、高齢者向け住宅の需要の一層の高まりと、県営住宅のバリアフリー化の推進が必要なことから、成果目標を次のとおり設定します。

<成果目標>

2025(令和7)年度末までに、2021(令和3)年度末時点の県営住宅数206団地45,256戸のうち25,200戸(56%)において、県営住宅における高齢者にも使いやすい住宅として整備を行います。

○ 災害時における福祉的支援の充実

市町村は、災害時に備え、避難支援を必要とする方の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定、受援体制の整備などを進めていますが、個別避難計画の作成については十分に進んでいない状況があります。

そこで、県では、市町村の計画作成に係る課題等を伺いながら、計画作成を支援していきます。

また、福祉関係団等と連携し設置した「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」において、災害時の福祉支援に関する関係機関・団体等との情報共有や連携強化を図るとともに、災害時には、一般避難所等において要配慮者への福祉的支援を行う「神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川県DWAT）」を派遣するなど、災害時要配慮者支援体制の強化を図っていきます。

さらに、NPO法人等の民間中間支援組織とも連携し、災害時における市町村の対応を後押ししていきます。

【主な目標：災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の作成】

市町村による避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、2026（令和8）年までに、県内すべての市町村が計画の作成に着手するよう、目標を次のとおり設定し、市町村の計画作成を後押しします。

年度	2021 (R3)*	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
<u>避難行動要支援者の個別避難計画の作成に着手した市町村数</u>	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	<u>33</u>

※ 2021（令和3）年度は、実績数となります。

(1) 地域における支え合いの推進

支援策 9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

ア ボランティア活動及び当事者活動の推進

- 県社会福祉協議会において、活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター」の人材育成など、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。(支援策3再掲)
- 共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に行うセルフヘルプ等当事者団体の活動を支援します。
- 市町村ボランティアセンター職員の育成に向けた研修の実施など、市町村ボランティアセンターの機能強化を支援し、地域におけるボランティア活動を支援します。

☆「セルフヘルプ活動」とは

共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、仲間と出会い、気持・情報などをわかちあうことで悩みをひとりで抱えている状態から抜け出すことを互いに支え合う活動です。疾病や障がい、依存症、犯罪被害や遺族など様々なグループがあります。

【関連する取組】

- かながわボランティアセンター事業費補助

イ 地域支え合い活動の普及と促進

- 子どもから高齢者までの多世代が近くに住み、支え合う多世代居住のまちづくりの推進や、県営住宅において高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点となる「健康団地」としての再生のほか、老人クラブによる友愛訪問活動の支援や地域における買い物弱者の支援など、地域における支え合い活動を普及・促進します。(県)

【関連する取組】

- 多世代居住のまちづくり
- 団地再生整備事業
- 県老人クラブ連合会補助事業
- 買い物弱者への支援

ウ 民生委員・児童委員の活動支援

- 住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員が活動に必要な知識の習得を図るため、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修を実施するとともに、民生委員・児童委員が住民からの相談を一人で抱え込まないよう、様々な相談窓口等を掲載した「活動の手引き」を作成するなど、民生委員・児童委員の活動を支援します。（県・指定都市・中核市）（再掲 [支援策3]）
- 市町村間の情報交換の場の設置や、委員の役割や活動の普及啓発など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進するとともに、地域の委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である県民生委員児童委員協議会の活動を支援します。（県）（一部再掲 [支援策3]）

【関連する取組】

- 民生委員・児童委員研修（再掲）
- 県民生委員・児童委員の活動しやすい環境の推進
- 民生委員・児童委員の活動支援
- 県民生委員児童委員協議会への活動支援（再掲）

エ 子育て支援活動の推進

- 事業者や個人・団体等が取り組む子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を「子ども・子育て支援大賞」等として表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組への機運醸成を図ります。（県）

☆かながわ子ども・子育て支援大賞

神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づき、かながわぐるみで子ども・子育て支援を進めるため、子ども・子育て支援に取り組み、地域に貢献している事業者や個人・団体の皆様の活動を表彰しています。

○第15回かながわ子ども・子育て支援大賞受賞

団体名：一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター

<活動の概要>

離別（離婚・別居）家庭の子どもと別居親の面会交流支援を通じて、子どもが双方の親と安定した親子・愛着関係を保ち、健全な自己肯定感を獲得して成長することを支援している。有志数人で始めた支援であったが、平成26年に一般社団法人化し、継続的支援を行う体制を整え、令和2年度には、裁判外紛争解決手続（ADR）事業者の認証を受けた。



【関連する取組】

- かながわ子ども・子育て支援大賞等表彰

平塚市では、日用品の買い物に困っている人、外出の希望はあっても移動の足がなく困っている人の「ちょっとした外出」を支援するため、自力での移動が困難な人を対象に、住民が主体となった地域内における移送^(※)の実施を支援しています。

※自家用車や福祉施設等から貸与された車両を活用した、道路運送法に該当しない無償運送

市内の一部地域では、住民が運転手となって、自家用車や地域内の福祉施設から借用した車両を使用して、移送支援が実施されています。

写真

○対象者と費用負担

住民主体の地域内移送は、地域内での助け合いを基本としているため、対象者は年齢や障がいの有無を問わず、地域内にお住まいの方で外出に困難を感じている方を想定しています。なお、利用に際してはガソリン代相当額などの実費を負担していただいています。

○住民主体の地域内移送を行う団体への支援

地域内での移送支援の必要性を感じている地区や団体などに対し、平塚市では取組の検討から実施に至るまで、次のような支援策を位置付けています。

段階に応じた支援策を提供することで、実施可能かどうかの検討から取り組んでいただいています。

主な支援策	支援の概要
実施検討のための住民意識調査等の経費補助	移送支援を検討する際に必要となるニーズ調査の集計や分析を専門機関へ依頼する際の経費を助成します。
運転者に対する安全運転講習の無料受講	移送支援における運転ボランティア等を対象に、無料で国が定める安全運転講習の受講機会を確保します。
自動車保険の等級ダウン等に関する補てん	移送支援実施中、万一の事故で自動車保険を適用した場合の等級ダウン保障を含む保険料を助成します。

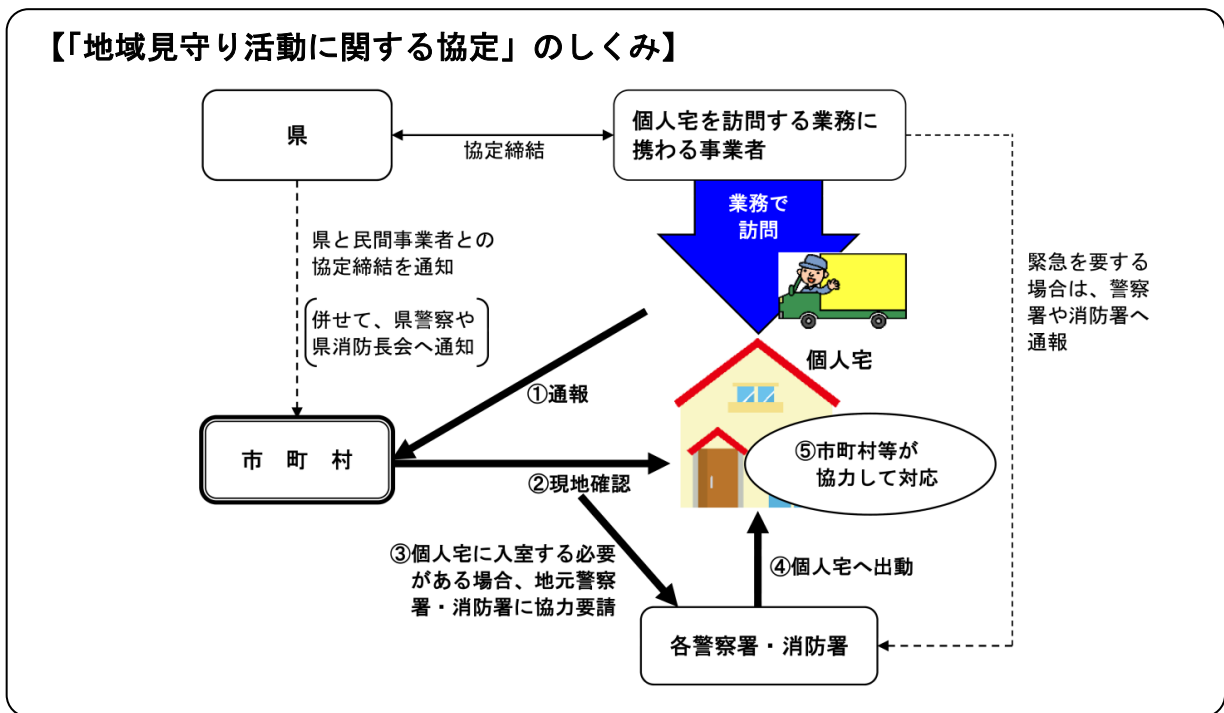
支援策 10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。

ア 地域見守り活動の推進

- 誰もが孤立せず、地域で安心して暮らせるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と地域見守り活動を進めるための協定を締結します。
(県)

【関連する取組】

- 地域見守り活動の推進



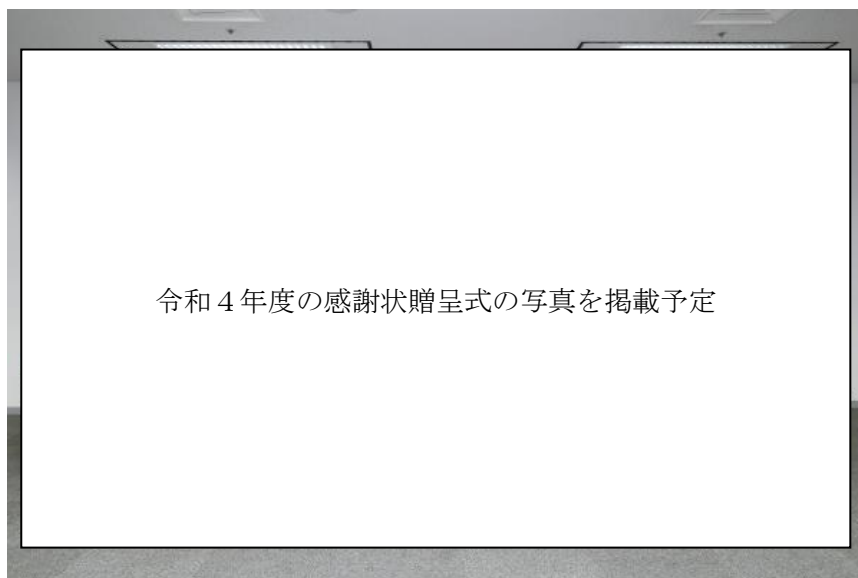
人命救助につながった活動例

- ・ 定期的に商品を配達しているお宅で、一週間前に配達した商品が玄関前にそのまま残されており、インターフォンと電話にも応答がない。郵便受けには郵便物が溜まり、玄関の電気が点いたままであったため、市役所へ通報した。
通報を受けた市役所が警察と連携のうえ、対象者の自宅を訪問し、室内を確認したところ、対象者が倒れているのを発見し、救急搬送となった。
- ・ 定期的に商品を配達しているお宅で、いつも在宅している対象者がこの日はインターフォンに反応しなかった。ドアを開けたところ、玄関で倒れている対象者を発見し、救急搬送となった。

【「地域見守り活動に関する協定」締結団体】

(63 団体；2022 (令和 4) 年 10 月現在)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●(公社)神奈川県LPガス協会 ●神奈川県新聞販売組合 ●京浜新聞販売組合 ●ヤクルト販売(株)
神奈川中央、神奈川東部、湘南、小田原、厚木 ●神奈川雪印メグミルク協会 ●生活協同組合
うらが CO-OP、ユーコープ、ナチュラルコープ・ヨコハマ、パルシステム神奈川、横浜北生活クラブ、横浜みなみ生活クラブ、かわさき生活クラブ、湘南生活クラブ、さがみ生活クラブ、福祉クラブ、全日本海員、富士フイルム、医療生協かながわ、神奈川北央医療、神奈川みなみ医療、川崎医療、東都、やまゆり ●信用金庫
横浜、かながわ、湘南、平塚、さがみ、中栄、中南、<u>川崎</u> ●(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 | <ul style="list-style-type: none"> ●農業協同組合
横浜、セレサ川崎、よこすか葉山、三浦市、さがみ、湘南、秦野市、厚木市、県央愛川、かながわ西湘、相模原市、<u>神奈川つくい</u> ●佐川急便(株)<u>神奈川</u>支店 ●ヤマト運輸(株)<u>南</u>関東支社 ●(株)サンメディック ●日本郵便(株)南関東支社 ●明治安田生命保険(相)
横浜支社、川崎支社、大船支社、平塚支社、町田支社 ●(株)横浜調剤薬局 ●(株)東戸塚調剤薬局 ●(株)横浜菊名薬局 ●(株)神奈川県エルピーガス保安センター ●<u>(株)しまむら</u> ●<u>東京ガスネットワーク(株)神奈川支社</u> ●<u>(公財)日本賃貸住宅管理協会神奈川県支部</u> ●<u>HITOWA ライフパートナー(株)KEiROW 事業部</u> ●<u>(株)ホンザン</u> ●<u>(株)ケー・エス・エフ・サービス</u> |
|---|--|



地域見守り活動に関する感謝状贈呈式の様子

イ 民間事業者やボランティア団体との協働

- 民間事業者との連携に関しては、連携協定等の枠組みを活用して推進しています。 (県)

【民間事業者と県との協働事業の例】

事業実施年度：令和元年度から

事業名：コミュニティ再生・活性化の推進

事業の内容：県内のコミュニティの再生・活性化に向けて、様々な民間事業者と「コミュニティ再生・活性化に関する連携協定」の締結や「コミュニティ再生・活性化モデル事業」の実施などにより、地域のコミュニティ課題の解決に取り組む。

- 地域の課題を効果的に解決するため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、先進性、専門性、行動力といった特性をもつNPO等との協働を推進します。(県)

【ボランティア団体等と県との協働事業の例】

協働事業実施団体：NPO法人 街カフェ大倉山ミエル

事業実施年度：令和3年度から

事業名：活動団体をつなぐことでできる地域協働の活性化事業

事業の内容：県内地域の市民活動団体をつなぎ、ともに連携して事業を行うことで「地域コミュニティ」を活性化し、より多くの人に参画してもらうことで、県民の「孤」の解消及び、未病改善等に必要な要素である「社会参加」を促す。

コラム『共同募金～赤い羽根かながわ～』
社会福祉法人神奈川共同募金会



「共同募金」は、都道府県を単位として、全国一斉に行う寄付金募集で、都道府県ごとの地域福祉の推進を図るため、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉事業・更生保護事業を行う関係施設・団体等の活動を資金面で支援することを目的として実施されています。

神奈川共同募金会では、県内の地域福祉を推進するための活動資金を広く募集するため、さまざまな方法で募金活動を展開しています。

寄せられた寄付金はお年寄りや障がいのある方、子どもたちの福祉などを支援するための活動や、近年国内で多発する大規模災害時の被災者支援活動など、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らしたいという願いのもと、私たちの身近なところで活用されています。

寄付金が
配分されるまで



知的障がいや精神障がいのある方など計40名の方が通所している、社会福祉法人星谷会の海老名市障害者第二デイサービスセンター・かっぱ堂では、市内の企業と市社会福祉協議会とともに「食と職、海老名笑顔化計画」に取り組んでいます。

コロナ禍で受注作業が減る中、利用者が工賃を得られ、また地域の住民とつながる機会がないか模索していたところ、これまでも社会貢献に取り組まれ、新たな取組を模索していた市内の企業「(株)新公建設」と巡り合いました。新公建設、かっぱ堂、海老名市社会福祉協議会の三者で話し合いを重ねた結果、かっぱ堂で以前より地域の方から借りている農地を活用し、地域ネットワークも活用しながら農作物の生産・活用・販売につなげる計画を立てました。

新公建設からは利用者の工賃向上と事業継続ができるよう、出資という形で資金援助が得られ、また、市社協の地域の担い手養成事業の修了生でもある野菜作りの経験がある方に土づくりから収穫まで、畑作業全般のお手伝いをいただいています。

○野菜作りを通してのふれあい

栽培した野菜の収穫は、かっぱ堂の利用者も行っており、収穫した野菜は市内の子ども食堂に無償提供するほか、市内のスーパーや事業所前の無人販売でも販売しており、地域の皆さんにも喜ばれています。



○さらに広がる地域とのつながり

地域の皆さんからは、「かっぱ堂の存在は知っているものの、何をしているところなのかよく分からない」との率直な声が多くありました。この取組は工賃が増えるだけでなく、野菜作りを通して地域の方との様々な接点ができることに大きな意義があります。

また、かっぱ堂ではさらなる地域貢献に向けて、自治会に加入しました。地域の方を対象にサツマイモの収穫体験も行いました。

今後も、農作物を通じ、地域との関わりを大事にしながら、さらなる「笑顔化計画」に取り組んでまいります。



支援策 11 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します。

ア 生活に必要な情報の提供

- 多言語生活情報紙「こんにちは神奈川」の作成や、県ホームページにおける多言語情報の提供等により、外国籍県民等^(※)を支援します。(県)
- 「多言語支援センターかながわ」を設置し、外国籍県民等^(※)や来県する外国人への情報提供・通訳支援を多言語で行います。また、通訳者が不足している言語の専門人材の確保、スキルアップ研修等を実施します。(県)

【関連する取組】

- 外国籍県民情報提供推進事業
- 多言語支援センターかながわ運営事業

イ 相談支援の実施

- 「地球市民かながわプラザ」等における外国籍県民相談を実施するとともに、外国籍の方が抱える労働問題や労働トラブルについて専門相談員(大学教授や弁護士)が通訳とともに相談に応じます。(県・民間)

【関連する取組】

- 地球市民かながわプラザ指定管理事業
- 外国人労働相談

ウ 教育環境の整備

- 在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している定時制高等学校等に、外国籍生徒支援担当者(職員)を置き、通訳や支援者(サポーター)を派遣します。
地域のサポーターは、生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施や通訳等の必要な支援を行います。(県)

【関連する取組】

- 日本語を母語としない生徒支援者派遣事業

国籍、文化にかかわらず、だれもが安心して医療を受けられるような社会にしたいという思いと「ことばで支えるいのちとくらし」を活動の理念とし、在日外国人の支援を行う「特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ (MIC かながわ)」は、2002年に設立されました。

○医療通訳の派遣

神奈川県及び県内自治体と協働し、また神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会、神奈川県薬剤師会の協力を得て、医療通訳を派遣するシステムを運営しています。

県内の協定医療機関から依頼を受け、コーディネーターが通訳の適性や能力を考慮して医療機関との間を調整し、ケースに適した通訳を派遣します。通訳の費用は、原則、医療機関が全額負担します。

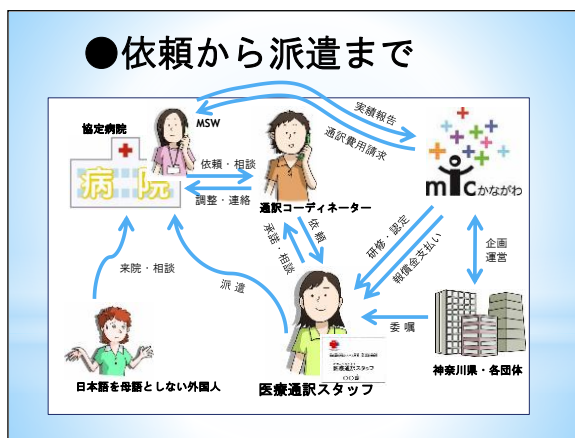
○医療通訳の養成

医療通訳の心得、対人援助スキル、医療制度等、医療通訳に必要な知識や心構えを学ぶとともに、講師が指導や助言を行いながら、言語別に模擬演習を行います。

研修を修了した受講者の中から、日本語と当該言語の語学力のみでなく、医療通訳としての適性があるかを考慮し、通訳実技等による選考を経て、MIC かながわの医療通訳スタッフとして登録されます。通訳者は登録後も継続的に研修を受けることで、高い水準を保持しています。

○普及・啓発

活動を通じて蓄積してきた医療通訳技法や外国籍住民支援に関する知識を広く知っていただくために、県内外の研修に講師を派遣するほか、医療や介護に関する用語集を公開するなど、少しでも多くの方に通訳活動を理解していただき、その必要性や課題を共有する機会を提供しています。



(2) バリアフリーの街づくりの推進

支援策 12 バリアフリーの街づくりを推進します。

ア バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発

- 「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通して、広く県民の意見を収集し、バリアフリーの街づくりの推進につなげる提案・発信や協働の取組を進めるとともに、「バリアフリーフェスタかながわ」の開催や「神奈川県バリアフリー街づくり賞」の実施、「カラーバリアフリーの普及啓発」等を行います。(県・市町村・民間)
- 心のバリアフリー推進員の養成、障がい者への理解や障がい者の受入れに関する企業研修のコーディネート、研修講師の派遣等を行うなど、障がい者への理解と障がい者の地域における社会参加を促進します。
(県)(支援策1再掲)
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、民間とも連携した様々な普及啓発を通して、心のバリアを取り除く取組を進めます。
(県)(支援策1再掲)

【関連する取組】

- 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発
(一部再掲 [支援策1])
- 障害者理解促進研修コーディネート事業 (再掲)
- (心のバリアフリーの推進) (再掲)

イ バリアフリーの街づくりの推進

- 県営住宅の建替にあたり、全ての住戸で室内の段差解消や手すりの設置等を行い、高齢者等に配慮した住環境を整備します。(県)
- 幅の広い歩道の整備、横断歩道部分などの段差・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を推進します。(県)
- 鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備やホームドアの設置に対して補助金を交付し、誰もが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できる環境整備を促進します。(県)
- 福祉有償運送について、行政職員や事業実施事業者等を対象とした制度説明会や研修会を実施するなど、制度の普及啓発を図ります。(県、民間)
- 誰もが安全で快適に公園を利用できるよう、園路の段差解消やみんなのトイレなど、ユニバーサルデザイン^(※)による施設整備を推進します。(県)



「バリアフリーフェスタかながわ」の様子

【関連する取組】

- 公営住宅整備事業
- 交通安全施設等整備事業
- 鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助
- ホームドア設置促進事業費補助
- 福祉有償運送制度の普及啓発
- ユニバーサルデザインによる施設整備の推進

支援策 13 情報アクセシビリティの向上を図ります。

ア 情報提供の充実

- 県ウェブサイトについて、高齢者や障がい者等を含む誰もが、提供される情報や機能を支障なく利用できる環境の構築を推進するとともに、音声読上げにより認識できる環境、漢字に読み仮名を表示できる環境を提供します。
また、「県のたより」について、点字版、テープ版、CD（デイジー）版の配布希望者を広く募り、提供します。（県）
- ウェブサイト「かながわ障害者IT支援ネットワーク」により、障がい特性に応じたIT機器やスマートフォンアプリ・ソフトウェア等の情報提供を行うとともに、障がい者のIT利活用に係る相談窓口を設置します。（県）
- 選挙の際には、点字や音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた情報提供に努めます。（県）
- 「神奈川県ライトセンター」において、視覚障がい者に対する点字・録音等による情報提供、相談指導、訓練及びスポーツ振興やボランティア活動の振興、育成を図るとともに、「神奈川県聴覚障害者福祉センター」において、聴覚障がい者に対する各種相談、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供、聴覚障がい児の早期訓練及び手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣等を行います。（県）
- 聴覚障がい者等が県庁に来庁した際にコミュニケーション支援を行う手話通訳者を県庁に設置するとともに、県の出先機関等において、二次元バーコード（QRコード）を活用した「遠隔手話通訳サービス」を提供します。
- 県が主催するイベント等に手話通訳者を設置するとともに、知事記者会見等における同時手話通訳者の配置、県広報テレビ番組における手話による情報提供を実施します。
- 手話通訳者の養成を担う講師を育成し、手話通訳者養成の水準を高め、拡充を図ります。（県）

【関連する取組】

- 県ウェブサイトの情報アクセシビリティの推進
- ホームページ閲覧支援サービス
- 県のたよりの点字版・録音版の作成
- 障害者IT利活用推進事業（障害者ITサポートシステム運営事業）
- 選挙時点字等の情報提供
- 神奈川県ライトセンターの設置・運営
- 神奈川県聴覚障害者福祉センターの設置・運営
- 手話通訳者の県庁への設置
- イベント・会議等への手話通訳者の派遣
- 記者会見手話通訳
- 県広報テレビ番組における手話による情報提供

- 遠隔手話通訳サービス事業
- 手話通訳者指導者養成研修事業

イ 手話の普及

- 「神奈川県手話言語条例」^(※)に基づき、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話を使用しやすい環境の整備のための各施策を推進します。
(県)
- ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを行うとともに、手話学習用冊子の作成や、民間事業者等への働きかけによる従業員向け手話講習会を開催し、手話やろう者への理解を促進します。(県)

【関連する取組】

- 手話の普及等に関する施策の推進（一部再掲）

厚木市社会福祉協議会では、長らく自作のホームページを公開していましたが、見やすさやモバイル端末非対応、セキュリティ面での課題を抱えていました。また、新型コロナウイルス感染症による特例貸付の申請について外国籍の方からの問い合わせ急増や、閲覧者数の増加や閲覧手段の多様化に対応し、高齢者や障がい者・児童・外国籍の方など、誰もが知りたい情報を迅速に得られ、内容を理解していただけるようなホームページにすることが急務となっていました。



リニューアルにより、見やすさが大幅にアップしたとともに、「多言語対応」で10カ国語に自動翻訳できるようになりました。また、「モバイル端末対応」によりスマートフォン等からアクセスした場合の見やすさも向上し、さらに、トップページをカテゴリー化し「検索ボックス」を備えることで、知りたい情報にたどり着きやすいよう工夫をしています。

セキュリティ面では、「障がい対応ガイドライン」を新たに定め、不正アクセスへの対応や自然災害が発生し、万が一、本会事務所内での情報発信が不可能となった場合でも情報を発信することができる環境を整えています。

今後は、新たに導入した「アクセス解析ツール」によりアクセス数や検索ワードの分析結果を活用し、内容や機能を充実させ、より分かりやすく、より伝わるホームページとなるよう、改良を続けていきます。



(3) 災害時における福祉的支援の充実

支援策 14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。

ア 災害救援ボランティアへの支援

- 平常時から、地域の中で顔の見える関係づくりや災害救援ボランティア^(※)のネットワーク化を図るとともに、地震等の災害が発生した際に、県内外から参集するボランティアが被災地の状況に合わせて効果的に活動できるようコーディネートする人材を育成します。(県)
- 大規模災害時に、「災害多言語支援センター^(※)」を設置し、外国人被災者に情報提供と通訳・相談を行うため、災害時通訳ボランティアに対する研修を行います。(県・民間)

【関連する取組】

- 災害救援ボランティアへの支援(ボランティアコーディネーターの育成)
- 災害時・非常時の外国籍県民支援のための研修

イ 地域支援体制の促進

- 災害時における地域支援体制を促進するため、民生委員・児童委員、行政や社会福祉協議会の地域福祉担当職員等を対象とした研修や会議等を活用した情報提供を行います。(県)

【関連する取組】

- 災害時福祉的支援の取組に係る情報提供

ウ 市町村への支援

- 庁内関係各課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営や、災害時の要支援者の個別避難計画の作成に関する課題や実態を把握し、好事例の共有や課題解決に向けた協議を市町村と行うなど、災害時の市町村の要配慮者支援を後押ししていきます。(県)

【関連する取組】

- 福祉避難所市町村サポートチーム

エ 要配慮者支援の充実

- 大規模災害時に、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難生活を広域的に支援する「神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川県DWA T）」を派遣できるよう、福祉関係団体等と連携した「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク^(※)」において連絡会、研修、市町村と連携した訓練を実施し、平時から関係団体や市町村との連携強化や災害時の福祉人材の育成など、災害時の要配慮者支援の強化を図ります。（県・市町村・民間）

【関連する取組】

- 広域的な要配慮者支援

オ 県内避難者への支援

- 東日本大震災等に伴う県内避難者の安定した生活や早期帰還のため、関係団体等と連携し、避難者の状況に合わせた、きめ細かい支援を行います。（県・民間）

【関連する取組】

- 東日本大震災等避難者支援推進事業

【県社会福祉協議会の取組】

大規模災害が起きた時には多くの市民が被害を受け支援が必要となることから、過去の災害時での取組や、社会福祉協議会の持つノウハウ、ネットワークを活かし、市町村社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営の支援を行います。

また、とりわけ福祉的なニーズのある方々への対応が困難に直面しがちになるため、種別の社会福祉施設から構成される各協議会やこの協議会を束ねる施設部会において、東日本大震災、熊本地震で被害にあわれた福祉関係者や支援を行ってきた施設職員等を招き、利用者支援等の実際について学習を重ねるとともに、県内の同じ種別の施設間の災害時の連携に向けて取り組んでいます。

【かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）】

地震災害から「いのち」を守るためには、自らの身は自らで守る「自助」が重要です。

県では、「自助」の意識の向上を図るため、県民・事業者・行政機関などに広く参加を呼びかけ、地震発生時の安全確保行動を県内全域で行う「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を実施しています。



カ 新型コロナウイルス感染に伴う福祉施設や感染者等への支援

- 福祉施設において新型コロナウイルスの感染者が発生し、職員の入院や自宅待機などにより施設本来の福祉サービスの維持が難しくなった場合に、職員派遣や短期雇用可能な人材のマッチングを行います。(県)
- 在宅で暮らす高齢者や障がい者の家族が新型コロナウイルス感染症で入院するなど、介護者が不在となり、本人が取り残された場合に、「短期入所協力施設」や「ケア付き宿泊療養施設」において、本人の受入れを行います。(県)
- 在宅で療養する軽症・無症状の陽性者に対し、これまでの在宅サービスの継続が困難な場合などに、市町村からの要請を受け、協力事業者による訪問介護（居宅介護）サービスを提供します。(県)
- 医師・看護師の配置義務のないグループホーム等で、施設内療養者が発生した場合などに、市町村からの要請を受け、協力事業者により、施設が行う健康状態の確認等を支援します。(県)

【関連する取組】

- 福祉施設における応援職員派遣事業
- 在宅高齢者療養支援事業

取組事例の掲載を調整中

愛川町では、ハザードマップを活用した、水害に対する避難訓練を平成20年度から実施しています。その訓練の中でも、個別避難計画に基づいた訓練は、平成28年度以降、5回実施しました。

○避難訓練の内容

令和元年度は、土砂災害警戒区域の指定がある原臼地区で、町に大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報が発表され、浸水被害・土砂災害が発生する危険性が高まったという想定で訓練を実施しました。

その中で、要配慮者の避難訓練については、個別避難計画作成済みの4名の方に協力いただき、個々の状態に合わせて、福祉車両、車椅子、徒歩の3パターンで、計画に記した支援者や民生委員の協力により避難訓練を実施しました。



要配慮者への参加の声かけは、自主防災組織及び民生委員が行い、福祉車両については、社会福祉協議会の協力により準備しました。

令和4年度は、田代地区での訓練でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、地域住民や関係機関と合同で行う避難訓練は実施せず、地区役員、民生委員、老人クラブ、消防団が参加し、ハザードマップを活用し、危険箇所、避難行動の確認及び避難行動要支援者の個別避難計画に基づいた避難支援方法、避難経路について図上で検討しました。

3 しくみづくり

【課題】

福祉に関する生活上の課題は、複雑化・複合化しています。こうした課題に対応するためには、地域住民が主体的にその課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や、住民に身近な圏域において、一つの世帯で要介護の親と障がいのある子がいるなど、本人や世帯の抱える複合課題を受け止める断らない包括的な支援体制^(※)を構築する市町村への支援や、制度の狭間にある課題への対応、さらに課題等を抱える当事者同士の活動への支援などが必要です。

また、高齢者、障がい者や児童への虐待（相談）件数の増加、県内の自殺者数をみると、虐待の未然防止や迅速な対応、自殺対策等、いのちや尊厳を守る取組の強化や、地域における権利擁護の推進が必要であるとともに、誰もが地域で自分らしく暮らすことができる場所の確保、人生100歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援していくことが必要です。

さらに、コロナ禍での新たな貧困層の発生や若者の失業率、子どもの貧困率の高さから、生活困窮者等への自立支援や、若者への職業的自立支援、ひとり親の就労支援や相談支援の取組を推進していく必要があります。併せて、矯正施設^(※)退所予定者等の社会復帰、再犯防止に向けた計画的な取組が必要です。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な世帯が抱える福祉的課題をより複雑化・複合化したほか、学生等の新たな生活困窮者の増加やこども食堂の休止などなど、一人ひとりの状況に応じた適切な支援や生活困窮者の自立支援などに大きな影響を及ぼしています。

しかしながら、コロナ禍においても、地域における通いの場では感染防止対策を徹底したうえで活動が継続され、また、こども食堂では宅配により食事の提供が継続されるなど、様々な工夫のもと支援が継続されています。また、食料や生活用品に関する支援活動など、生活困窮者を支えるしくみが多く行われています。

今後も、ウィズコロナやその他の感染症などへの備えとして、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援や生活困窮者への支援を充実していくことが重要です。

【施策の方向性】

○ 一人ひとりの状況に応じた適切な支援

市町村による相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的な支援体制の整備など、市町村ごとの実情に応じた体制構築に向けて、市町村間の情報交換や課題認識の共有の場づくりなど、市町村への後方支援に取り組みます。

また、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの各制度の狭間にある課題に対し、包括的支援体制による対応や、きめ細かな支援を充実します。

さらに、課題等を抱える当事者同士が支え合うセルフヘルプ活動を支援します。

【主な目標：包括的支援体制（社会福祉法第106条の3の規定）の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数】

年度	2021 (R3)※	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
包括的支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数	19	22	25	28	31	33

※ 2021（令和3）年度は、実績数となります。（県福祉子どもみらい局調べ）

○ 高齢者・障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実

高齢者、障がい者や児童等への虐待の未然防止や早期発見に向けて、民生委員・児童委員等の地域福祉関係者、各相談機関や施設等の従事者に対する研修の実施を通じて、相談機能の強化に取り組むとともに、法人後見の立ち上げ支援や市民後見人の養成などの成年後見制度の利用促進や、認知症の人やその家族を支援する相談体制の充実など、地域で安心して暮らすことができるしくみづくりに取り組みます。

また、「人生100歳時代の設計図」の取組の推進や、「食・運動・社会参加」を中心とした未病の改善により、健康寿命の延伸を目指す取組など、誰もがいきいきと暮らせるよう支援します。

さらに、こころの健康の保持・増進のための相談支援や「ゲートキーパー^(※)」等の人材育成等を行い、自殺対策の強化に取り組みます。

加えて、障がい者一人ひとりの意思を尊重した生活が送れるよう、グループホームや一般住宅等、地域での多様な居住の場への移行を推進します。さらには、住宅確保に困難を抱えている低所得者や高齢者、障がい者等に対して、空き家等の活用により、安心して暮らせる住宅を確保するしくみづくりに取り組みます。

なお、これらの施策推進に当たっては、これまでも高齢者、障がい者や児童等のそれぞれの支援対象者の立場に立って取組を展開していますが、今後は、より一層当事者の目線に立った取組となるよう充実を図ります。

【主な目標：成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置市町村数】

成年後見制度の利用促進のため、県は市町村、家庭裁判所、専門職団体、関係機関等と連携を図り、市町村の中核機関設置を支援します。また、中核機関設置後は、各中核機関における後見人等候補者の適切な推薦や権利擁護支援チームの自立支援の実施等、機能の強化を支援します。

年度	2021 (R3)*	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
中核機関の 設置市町村数	<u>10</u>	<u>24</u>	<u>26</u>	<u>33</u>	<u>機能強化</u>	<u>機能強化</u>

※ 2021（令和3）年度は、実績数となります。（県福祉子どもみらい局調べ）

☆「中核機関」とは

権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、次のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う。
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う。

○ 生活困窮者等の自立支援

生活困窮者の自立相談支援や子どもの学習支援等を行うとともに、働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の職業的自立を支援します。

また、ひとり親家庭への就労支援や生活に関する相談支援の充実など、子どもの貧困対策に取り組みます。

さらに、矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援や就労支援を進めるとともに、神奈川県再犯防止推進計画に基づき着実に取組を進めます。

【主な目標：生活困窮者等の自立支援】

生活困窮者自立支援事業を実施し、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者に対する早期の支援の強化を図ります。

相談窓口などの支援情報が広く県民に行き届くよう周知に努め、支援を必要とする方が一人でも多く相談支援につながる取組を継続していきます。

(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援

支援策 15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。

ア 対象ごとの相談支援体制

- 市町村の地域包括ケアシステム^(※)の構築を支援するため、医療と介護の連携に必要な関係者による協力関係の構築、情報交換や課題認識の共有、円滑な連携の推進に資する事業を広域的に実施します。(県)
- 障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行います。(県)
- 「神奈川県発達障害支援センター(かながわA(エース))」において各種の相談、研修、専門的な立場から助言を行うなど、発達障がい児者のライフステージに対応する一貫した支援体制を整備し、関係団体等と連携した支援を行います。(県)
- 医療的ケア児等に対する切れ目のない支援を行うため、医療的ケア児等からの各種相談等に対応する「かながわ医療的ケア児支援・情報センター」を運営します。

【関連する取組】

- 地域ケア多職種協働推進事業
- 障害福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業
- 発達障害支援体制推進事業
- 医療的ケア児支援センターの運営

イ 市町村による包括的支援体制の整備に対する支援

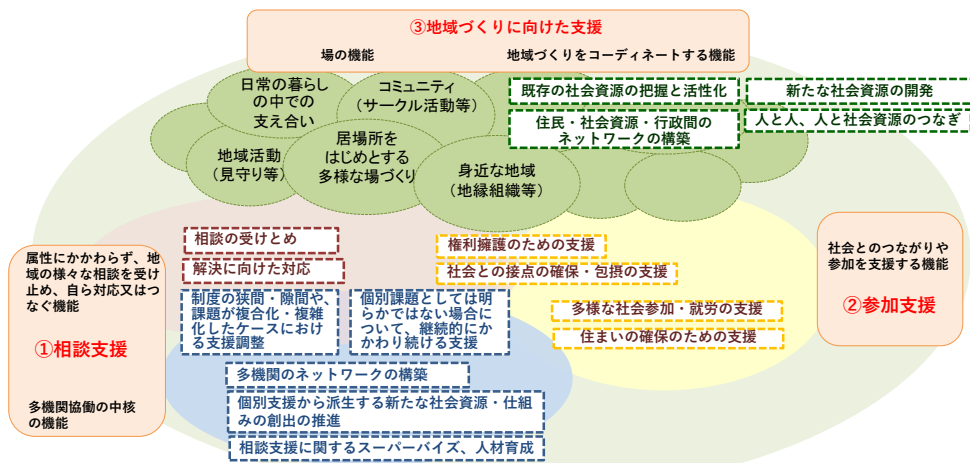
- 市町村及び社会福祉協議会における事業実施状況や地域における課題等の情報共有や検討を行う場を設けます。(県)
- 市町村による包括的支援体制^(※)の整備を支援するため、取組状況や課題等の情報の共有を図るとともに、必要に応じて市町村ごとの実情に合わせた個別の支援や人材育成を行います。(県)(一部再掲[支援策4])
また、市町村が行う包括的な支援体制^(※)の整備や重層的支援体制整備事業の後方支援として、市町村職員等に向けた研修や連絡会により情報共有や連携等を図るとともに、アドバイザー派遣により市町村が行う取組を支援します。(県)
- 保健福祉圏域の構成市町村及び市町村社会福祉協議会の事業実施状況や地域における課題等の情報共有を行います。(県)

【関連する取組】

- 市町村等における包括的支援体制の整備支援
- 包括的な相談支援体制の中核人材の育成（再掲）
- 包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業
- 圏域別地域福祉担当者連絡会

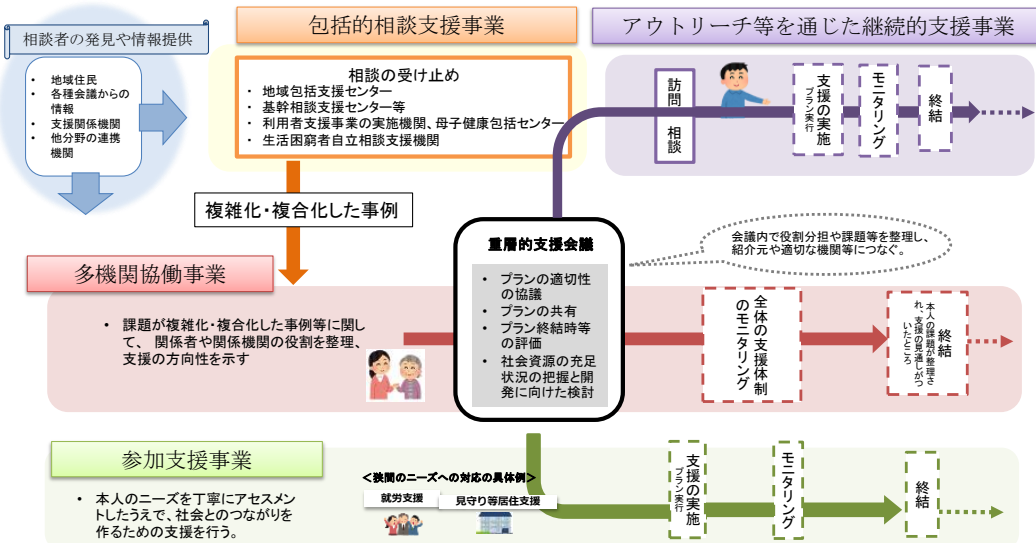
重層的支援体制整備事業

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業。
 - ①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
 - ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

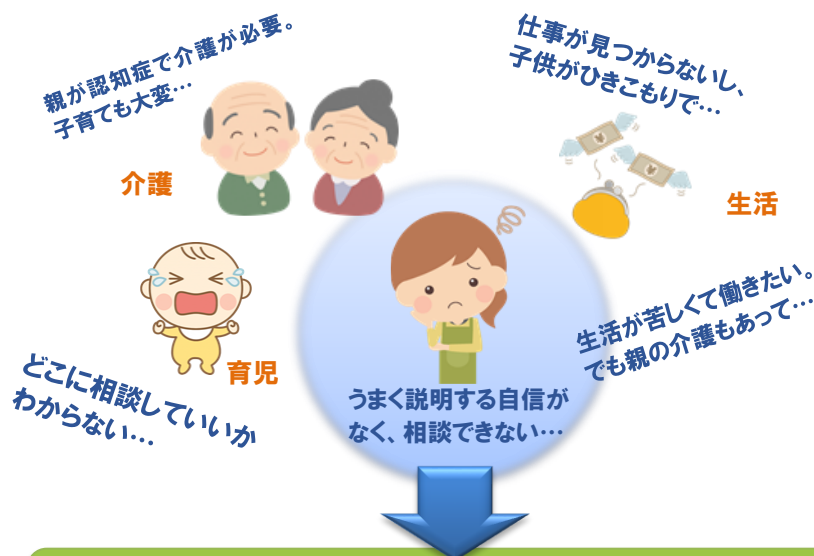


※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

秦野市では、2020（令和2）年4月に地域共生支援センターを設置し、相談支援機関と連携して、「複合的な地域生活課題」を抱える市民を支援するとともに、地域の人々が支え合う「地域共生社会の実現」を目指した取組を進めています。

2021（令和3年）4月には、市社会福祉協議会との連携体制を強化するため、同センターを保健福祉センターにある同協議会事務所の隣に開所し、本格的にスタートしました。

こんなお悩みありませんか？



福祉サービスは、介護、子育てなど、相談内容ごとに窓口やサービスが分かれているため、家庭で抱える複合化・複雑化した課題を丸ごと相談できる窓口がなく、課題がさらに深刻化してしまうこともあります。

地域共生支援センターが丸ごと受け止めます

制度の枠組みを超えて、各相談支援機関等が担う役割を整理・調整して、本人中心の支援に向けてサポートします。



相談者

最近、同居する母親(70歳代)の物忘れがひどくなっているし、兄(50歳代)は自宅にひきこもりがちで、どうしたらいいの？

お母様は認知症の疑いがありますので、介護の専門職と一緒にご自宅にお伺いいたします。介護認定の申請や介護サービスについてもご説明いたします。
お兄様には、自立支援を行う窓口を紹介します。支援員が生活上のお困りごとなどをお伺いし、どのような支援が必要かをお兄様と一緒に考えていきます。



支援センター

支援策 16 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。

ア 包括的支援体制による対応

- 市町村ごとの実情に合わせた個別の支援、研修や連絡会による情報共有や連携等の促進、アドバイザー派遣などを通じて、市町村における包括的支援体制の整備を支援することにより、ケアラーやヤングケアラー、ひきこもり、8050 問題など、制度の狭間にある課題への対応を進めます。

(県) (一部再掲 [支援策 4])

【関連する取組】

- 市町村等における包括的支援体制の整備支援
- 包括的な相談支援体制の中核人材の育成 (再掲)
- 包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業

イ ケアラー・ヤングケアラーへの支援

- 気軽に悩みを相談でき、SOSを発信できるケアラー・ヤングケアラー専門のワンストップ相談窓口を設置し、電話やSNSにより相談を受け付けます。(県)
- ケアラー・ヤングケアラーに係る各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整など、ケアラー・ヤングケアラーを地域で支える体制づくりを支援します。(県)
- ケアラーズカフェなどケアラー・ヤングケアラー同士の交流の場を促進し、ケアラー・ヤングケアラーの居場所づくりを進めます。(県)

【関連する取組】

- ケアラーコールセンター事業
- ケアラー支援専門員配置事業
- ケアラー居場所づくり支援事業

ウ ひきこもりへの支援

- ひきこもり地域支援センターにおいて相談支援を行うとともに、市町村におけるひきこもり支援体制の構築を下支えするほか、市町村連携会議を開催します。また、ひきこもり相談LINEを運営します。(県)

【関連する取組】

- ひきこもり地域支援センター事業

茅ヶ崎市では、包括的支援体制の構築に向けた取組として、2022（令和4）年度から重層的支援体制整備事業を開始しています。総合相談と生活困窮者自立相談支援の機能を持つ「福祉総合相談担当」を庁内に新設し、各機関が受け止めた相談のうち、制度のはざまにある世帯や複合課題を抱えた世帯を中心に多機関協働事業により個別支援を実施していきます。また、ひきこもり等の支援が届きにくい、つながりにくい世帯については、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施し、本人や家族につながることを目指し長期的な継続支援を実施します。

既存の個別支援ネットワークでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱え、さまざまな課題の解きほぐしが求められる事例等について、重層的支援会議を開催し、各関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、事例全体の調整機能を担います。

また、地域と専門機関が協働して個別課題と地域課題に取り組む場として、従来から各地区に設置していたネットワーク会議が位置付けられています。

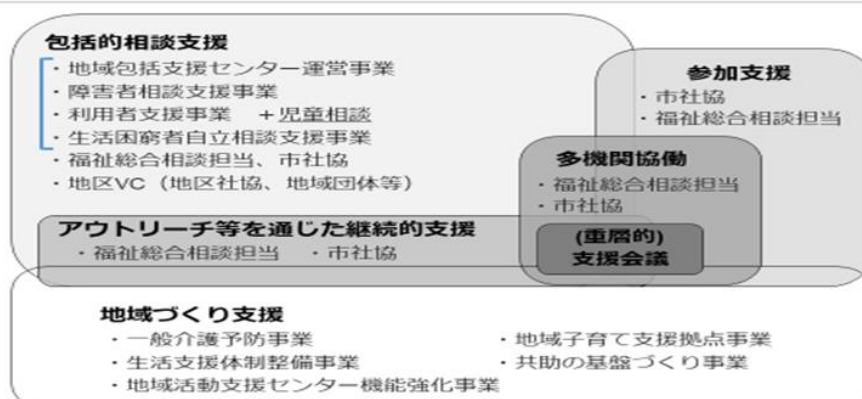
○住民活動と専門職をつなぐ取組

このネットワーク会議は、地区社協や地区ボランティアセンター、地区民協、自治会等の地区の関係者及び市社協と市の福祉総合相談担当が参加し、地区ごとに毎月実施しています。

会議内では、個別の支援についての対応の検討や報告、地域課題の共有や対応の検討などを行います。また、地域活動を応援する YouTube と Instagram を開設し、活動や担い手募集、交流の場や居場所などの情報を発信し、包括的支援体制の要となる地域力のバックアップを進めています。



茅ヶ崎市の事業の体制図



大和市は「ひきこもり」の状態にある方を「こもりびと」と称しています。こもりびとと当事者や家族等が、望まない孤独や孤立を伴うことなく安心して生活し、希望する時に必要な支援につながるができるよう、2022（令和4）年9月に「こもりびと支援条例」を制定・施行しました。

同条例の制定により、当事者等に寄り添い、関係機関と連携しながら将来にわたり必要な支援を行うとともに、「やむを得ずひきこもるという選択」について、誤解や偏見のない地域社会を築いていくこととしています。

大和市こもりびと支援条例 前文

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、家庭等に長期間とどまり続け、他者や社会と接触しないで生活する「状態」のことを表す概念です。

かつては、ひきこもりの状態にある人は、不登校の延長線上にあるものとして、若年層に多いものと捉えられていましたが、近年では、中高年を含む幅広い年代にみられるようになりました。

ひきこもりの状態になる要因は、一人一人異なり、その人を取り巻く状況も、支援の在り方についても人それぞれです。そのような中で共通するのは、ひきこもりの状態にある人やその家族等にとって、周囲の理解がとても大切だということです。

ふとしたときに、他者や社会との関わりに疲れてしまうことは、誰にとっても決して珍しいことではありません。その時々状況により、すぐに回復する場合も、なんとか持ち直す場合もあれば、生きるための選択肢として社会との関わりを回避せざるを得ない場合も存在します。このようなことは、年齢や性別、性格や病気の有無等にかかわらず、きっかけ次第で誰にでも起こり得るものです。

ひきこもることを選択した場合であっても、本人やその家族等の望まない孤独や孤立を伴うことがあってはなりません。また、本人が望まない段階で社会との接触を強いると、更に生きづらさを感じさせてしまうことがあります。時が来て、自らの意思で社会と関わる一歩を踏み出そうとしたときに、支援につながり、ためらうことなくその歩みを進められるよう、この「やむを得ずひきこもるという選択」について、誤解や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

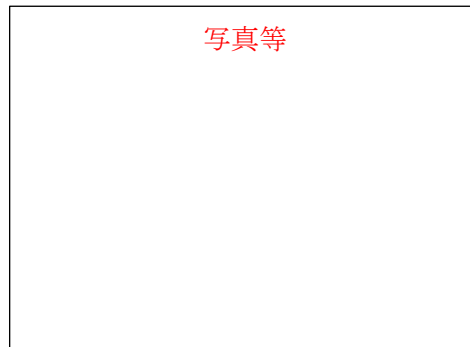
そこで本市は、ひきこもりの状態にある人を「こもりびと」と称し、市民の理解を得るとともに、一人一人の状況や本人とその家族等の気持ちに寄り添って、関係機関と協力しながら将来にわたり必要な支援を行っていくため、本条例を制定します。

これまで、様々な団体がひきこもりの支援に取り組んでいますが、それらは屋内の施設に集まって行うという手法が基本となっています。しかしながら、コロナ禍では、室内に不特定の人が集まるというリスクが顕在化したことにより、今までのやり方を見直す必要がありました。

藤沢市は、農園が多い場所として農業と福祉の連携（農福連携）等が従来から行われおり、農園を活用したひきこもり支援の取組が始まりました。

○畑オープンデーの開催

ひきこもりの方やその周辺の方を対象とした農業体験会・相談会を実施し、親子で参加した方や参加後に農スクールに通うことになった方、また、オープンデーの冊子をひきこもり状態にある知人に渡したという方などの参加がありました。

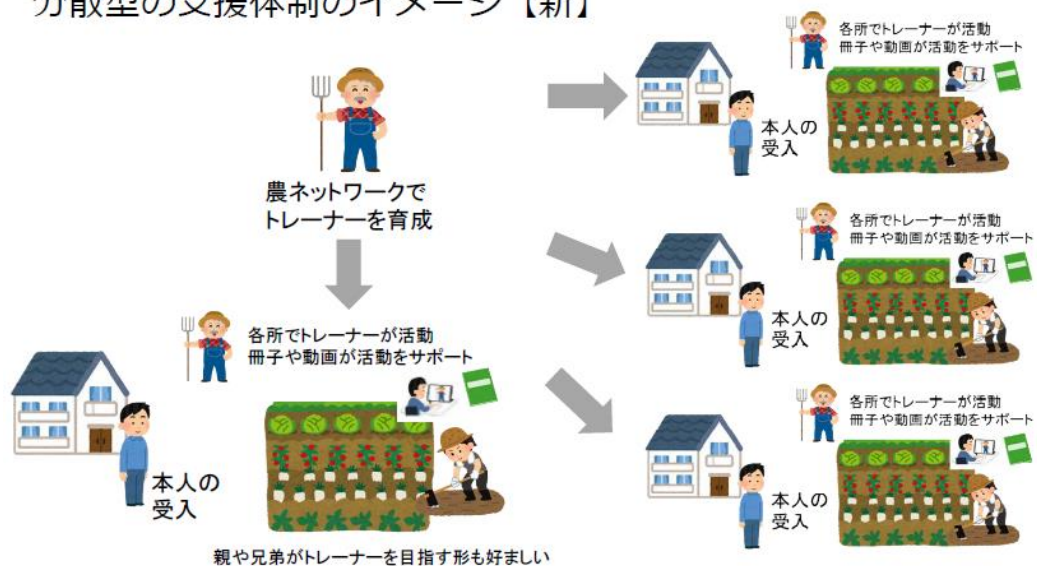


○課題と今後の取組

オープンデーに参加していただいた後に、いかに次のステップに進める人を増やすかが課題となり、農業（農園）をひきこもり支援の場として活用できる人を増やすことが重要と考えました。

そこで、農業を通じた自立支援プログラムを運営できる人をトレーナーとして育成する講座を開講し、人材育成の取組を進めています。

分散型の支援体制のイメージ【新】



支援策 17 課題等を抱える当事者活動を支援します。

- 県社会福祉協議会の「かながわボランティアセンター」において、セルフヘルプ活動コーナー及び相談室を設置するほか、セルフヘルプ・グループ^(※)活動支援者会議の実施や交流会等の開催、相談受付など、セルフヘルプ活動を支援します。(民間)
- 長期入院している精神障がい者の地域移行と円滑な地域生活を継続できるよう、協議会の開催、病院及び関係機関とのネットワーク形成、ピアサポーターによる病院訪問等を実施します。(県)

【県社会福祉協議会の取組】

かながわボランティアセンターでは、生きづらさを抱える方が「初めの一人」と出会う機会を得ることができるよう、セルフヘルプ・グループ活動を支援しています。セルフヘルプ・グループの立ち上げ、運営支援やセルフヘルプ・グループに参加したい方の相談等に対応するとともに、セルフヘルプ活動コーナーにてロッカー・メールボックス・相談室の貸出を行っており、2022(令和4)年11月現在、58グループが登録されています。

「セルフヘルプ活動交流会」「セルフヘルプ活動支援者会議」「セルフヘルプ活動ワーキング」「セルフヘルプ実践セミナー」等の多様な事業を実施し、常にセルフヘルプ・グループの声を聴きながら、セルフヘルプ・グループに関する啓発活動、相談支援活動、情報収集・提供を行っています。

セルフヘルプ活動コーナーの拠点整備は県施策の一環として行われ、現在のセルフヘルプ活動支援事業についても、県と県社会福祉協議会とが両輪となって進めています。

セルフヘルプ・グループの特徴

- ① 共通の問題を持つ当事者であること
- ② 参加は自発的なものであること
- ③ メンバーは対等な関係であり、仲間(peer)であること
- ④ 感情を共有していること
- ⑤ 共通のゴールをもっていること
- ⑥ 基本的には専門家の関与がないこと

出典：「当事者活動ハンドブック-疾病・障害をかかえる人たちとともに-」(1998(平成10)年3月、(福)神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンター)

【関連する取組】

- 「かながわボランティアセンター」によるセルフヘルプ活動への支援
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

取組事例の掲載を調整中

(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実

支援策 18 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。

ア 相談支援体制の構築

- 児童の複雑な問題に迅速かつ適切に対応できるよう、児童相談所の機能強化を図ります。
また、配偶者等からの暴力被害者を支援するため、「県配偶者暴力相談支援センター」において、電話相談、面接相談や一時保護を実施します。(県)

【関連する取組】

- 児童相談所業務機能強化対策事業
- 配偶者等暴力対策事業

イ 成年後見制度の利用促進

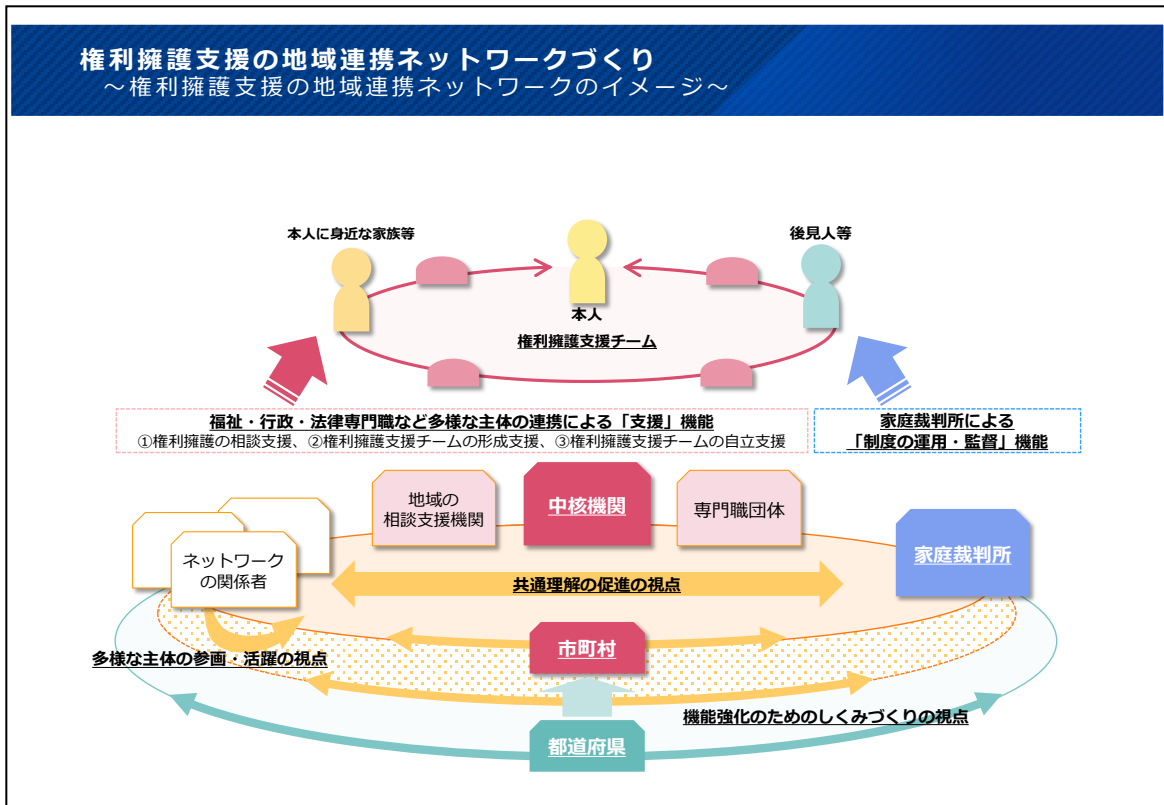
- 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度(*)の利用を支援します。
また、親族後見人以外の第三者後見人(*)の担い手として期待される法人後見の担当者や市民後見人の人材育成、意思決定支援に係る研修に取り組みます。(県)
- どの地域においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、各市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関を未設置である市町村の体制整備を支援します。
また、中核機関設置後は、各中核機関における後見人等候補者の適切な推薦の実施等、機能の強化を支援します。(県)
- 市町村が行う後見等の業務を適正に行う市民後見人の人材育成、その他必要な取組の実施に対して家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と連携して支援します。(県)

☆「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」とは

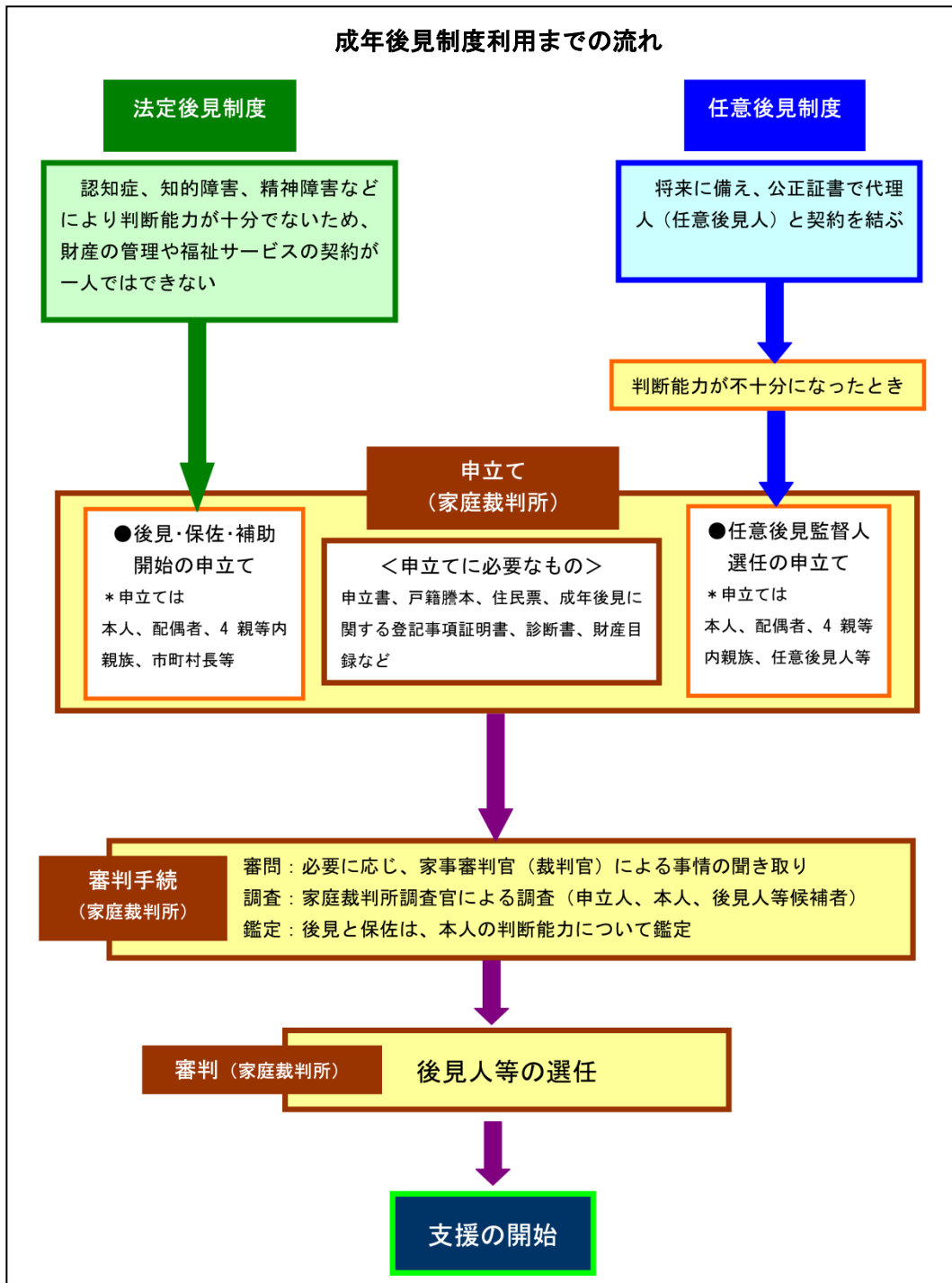
各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。

【関連する取組】

- 「かながわ成年後見推進センター」の運営
- 成年後見制度普及事業
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
- 市民後見推進事業



成年後見制度利用までの流れ



ウ 虐待防止や身体拘束廃止など権利擁護の取組

- 高齢者の権利擁護や虐待防止、身体拘束廃止に関する普及啓発を目指し、介護施設等が、自ら身体拘束廃止に関する実践的な取組ができるよう、県内の介護保険施設等の職員を対象に階層別の研修を実施します。(県)
- 障がい者に対する虐待防止等のため、「県障害者権利擁護センター」において、虐待に関する相談・通報等を受け付けます。また、市町村職員や施設従事者等を対象に障がい者の虐待防止・権利擁護に関する専門性を強化するため、研修を実施します。(県)
- いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、相談や支援に関わる職員を対象に研修を実施し、子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子ども一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進します。
また、子ども権利擁護専門員チームを設置し、権利侵害や自身の援助方針に対する意見などを子ども自らが表明できる機会を拡充することで、施設入所や一時保護された子どもの意見を汲み取り、代弁するしくみの構築を図ります。(県)

【関連する取組】

- 高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修
- 「県障害者権利擁護センター」の運営
- 子どもの人権相談室事業
- 子どもの意見表明支援事業

エ 福祉サービスの利用援助

- 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの支援を県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会に委託し実施するとともに、相談にあたる「専門員」や、具体的な支援を行う「生活支援員」の資質向上を図ります。(民間)
- 介護保険サービスの利用者や家族等が利用するサービスを自ら選択できるよう、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」等において、事業者情報を的確に公表します。(県・民間)
- 障がい者等が個々のニーズに応じた適切なサービスを選択できるよう、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」等により、事業所等に係る情報を広く県民に提供します。(県)
- 県民が子育て支援に関する総合的な情報を容易に入手、利用できるよう、ウェブサイト「子育て支援情報サービスかながわ」等により、行政サービス情報や幼稚園や保育所等の施設情報など、子育てに関する各種情報を広く県民に提供します。(県)

【関連する取組】

- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）への支援
- 介護サービス情報公表推進事業
- 指定障害福祉サービス事業者情報提供事業
- インターネットによる子育て支援情報の提供

☆「日常生活自立支援事業」とは

認知症や知的障がい、精神障がい等により、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや預金の出し入れ、年金や預金通帳などの大切な書類の管理等の支援を行うもの。

オ 苦情解決体制の充実

- 県社会福祉協議会が設置する、第三者機関「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あっ旋を行い、また、事業者の苦情解決体制の充実を支援する事業や、県社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の運営を監視する事業を行います。（民間）

【関連する取組】

- 福祉サービス苦情解決事業への支援

カ 福祉サービスの質の向上

- 「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、福祉サービス第三者評価の実施体制の整備とともに、受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。（民間）

【関連する取組】

- 福祉サービス第三者評価推進機構の運営支援

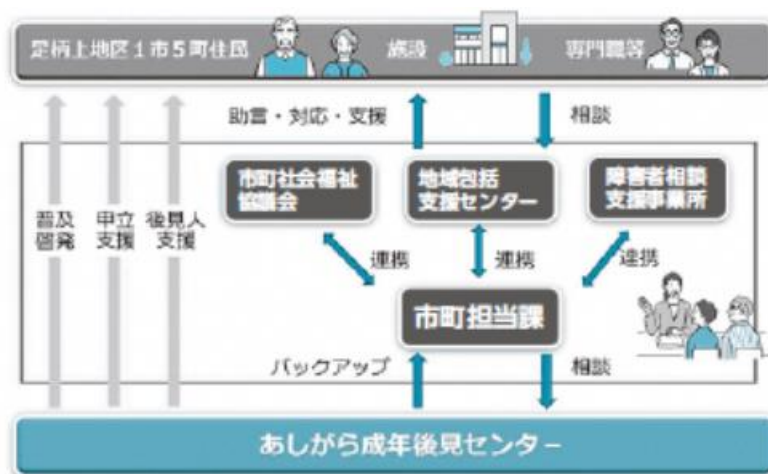
足柄上地区の南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の1市5町では、令和4年4月から成年後見制度の中核機関として「あしがら成年後見センター」を共同で設置しています。複数の自治体が中核機関を共同で設置するのは県内では初めてとなっています。

センターの運営は、南足柄市社会福祉協議会が受託して行っており、社会福祉士などの専門職を配置しているほか、弁護士や司法書士との相談体制も整備されています。

同センターは南足柄市のりんどう会館内に所在しますが、一次的な相談の受付は各市町の行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所でも可能となっており、面積の広い足柄上地区の相談ニーズに対応しています。

また、市町ごとの協議会及び足柄上地区全体の協議会を設置し、課題検討や研修、情報交換を行っています。困難事例については、関係者や法律家等専門職が一堂に会し方向性を検討する、支援検討会議を設置しています。

会議名	内容
地域連携ネットワーク協議会	足柄上地区内の行政、関係機関、専門職団体、家庭裁判所等が、地域課題やセンターの運営について協議を行う。
権利擁護協議会	市町ごと若しくは職種ごとに開催する。内容は事例検討や情報共有、研修など多岐に渡る。
支援検討会議	困難事例について、弁護士や司法書士同席のもと、支援方針について検討を行う。



支援策 19 未病改善の取組など、人生 100 歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。

ア 「人生 100 歳時代の設計図」の取組の推進

- 人生 100 歳時代を迎える中、県民一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県、市町村や大学、民間企業、NPO等の多様な主体が参画する「かながわ人生 100 歳時代ネットワーク」を通じて、「学びの場」や「活動の場」の創出に取り組み、誰もがいきいきと暮らせるよう支援します。(県・市町村・民間)

☆「人生 100 歳時代の設計図」とは

人生 100 歳時代を迎える中、県民一人ひとりがいきいきと充実した人生を送ることができるよう、子どもから高齢者まですべての世代が自分自身のライフデザイン（人生の設計図）を描いていくこと。

【関連する取組】

- 「人生 100 歳時代の設計図」の取組の推進

☆「この指とまれプロジェクト」

かながわ人生 100 歳時代ネットワークのメンバーが、社会・地域・県民に貢献するプログラムを企画・提案し、そこにネットワークメンバーが協力して、プログラムを実施していくことを目的とするプロジェクトのこと。

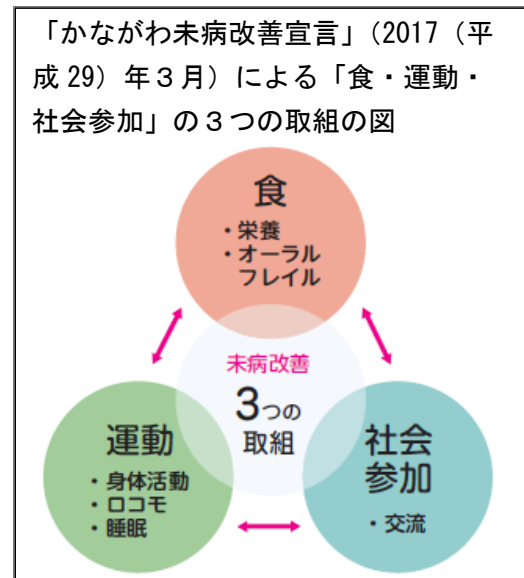
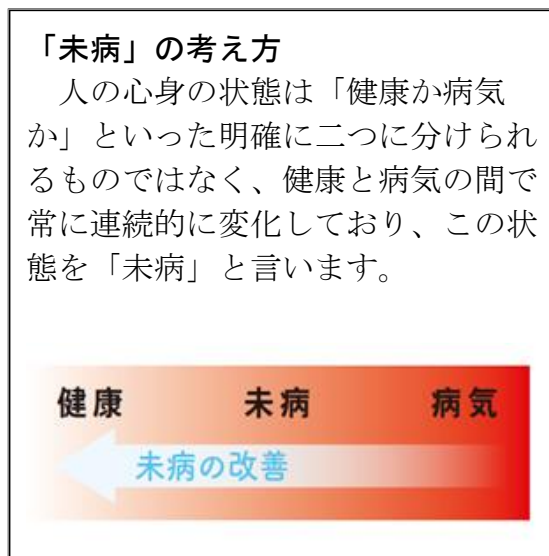
ネットワークには、行政、大学、企業、NPO等の 138 団体と有識者 3 名が参加しています。(令和 4 年 8 月 9 日現在)

イ 未病の改善

- 県民が未病改善を進めるきっかけづくりの場として、身近な場所で手軽に健康状態や体力等をチェックでき、アドバイスや情報提供を受けることができる「未病センター」の設置を促進します。(県・市町村・民間)
- 加齢に伴い心身の活力が低下した状態であり、介護に至る要因となる「フレイル（虚弱）」の兆候をチェックするプログラムを活用した測定会を行い、高齢者に自己チェックし行動変容につなげる機会を提供します。
また、高齢者自らが測定会の運営を支えるフレイルサポーターとなり、地域の健康づくりの担い手として社会参加できるしくみを市町村に展開していきます。(県・市町村)
- 口腔機能向上等の重要性を自主的に普及啓発する県民ボランティアの養成・育成に取り組み、その活動を支援するとともに、歯科専門職に対する研修や市町村に向けた取組を実施するなど、地域におけるオーラルフレイル(心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態)対策の定着を図ります。(県)
- 市町村イベントと連携した本人発信支援や高校生を対象としたVR体験に

よる授業の実施などにより、認知症未病改善の普及・定着を図ります。（県）

- 子どもが身近な場所で楽しみながら未病改善に取り組めるよう、企業、団体、大学等が社会貢献事業等の一環として提供する「子どもの未病対策応援プログラム」を県内の保育所等で実施します。（県）



【関連する取組】

- 未病センターの設置
- 後期高齢未病改善推進事業
- オーラルフレイル健口推進員養成事業
- オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業
- 認知症未病改善の推進
- 子どもの未病対策応援プログラム

ウ こころの健康の保持・増進

- 「かながわ子ども・若者総合相談センター」において、ひきこもり・不登校など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談・支援を行うとともに、関係機関の円滑な連携を図ります。また、子ども・若者総合相談LINEを運営します。（県）
- 自殺の背景にある様々な社会的要因を踏まえ、「かながわ自殺対策計画」に基づき、総合的な自殺対策を推進します。
「こころの健康に関する相談」体制の確保、街頭キャンペーンや講演会等による啓発、自殺のサインに気づく「ゲートキーパー」の養成、関係機関・団体との連携強化、遺族支援の充実などを図ります。（県）
- 複雑困難な課題を持つ人への地域支援連携体制を確立するとともに、精神障がい者への理解促進を目的として、精神保健・精神障がい者についての正しい知識の普及啓発などに取り組みます。（県）

【関連する取組】

- かながわ子ども・若者総合相談センター事業
- こころの健康づくり推進事業費／こころ・つなげよう電話相談事業費
- こころといのちのサポート事業
- こころといのちの地域医療支援事業
- かながわ自殺対策推進センター事業
- 精神保健福祉普及相談事業

エ 認知症施策の推進

- 「かながわ認知症コールセンター」を運営し、認知症の人や家族等からの電話相談、精神面も含めた様々な支援を行うとともに、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぎます。
また、「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進します。(県)
- 徘徊により行方不明となった人や保護された人について、警察などの関係機関と連携し、早期発見と身元確認を行う「徘徊高齢者SOSネットワーク」を運営するとともに、徘徊のおそれがある人の事前登録や警察との連携強化により、認知症の人の安全確保と家族の不安解消を図ります。(県・市町村)

【関連する取組】

- 若年性認知症対策総合推進事業
- かながわ認知症コールセンター運営事業
- 認知症等行方不明SOSネットワークの運営

取組事例の掲載を調整中

支援策 20 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。

ア 地域生活移行や地域定着の推進

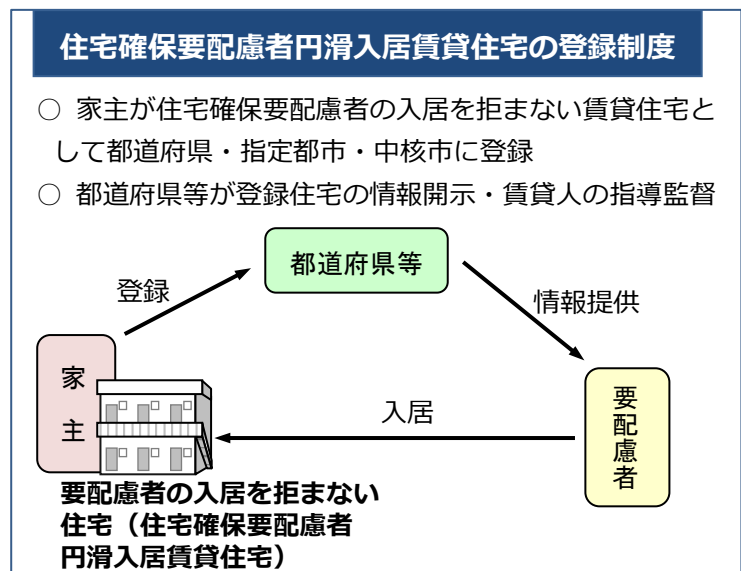
- 障がい者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が2017（平成29）年3月に作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます。（県）
- 重度障がい者が希望する地域で暮らすことができるよう、重度障がい者を受入可能なグループホームを地域に確保し、入所施設等からグループホームへの移行を促進します。（県）
- 精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即した地域生活を送ることができるよう、入院している精神障がい者の地域生活移行と地域生活を継続するための支援を充実します。（県）

【関連する取組】

- 障がい者の意思決定支援
- 障がい者グループホーム運営支援事業
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業（再掲）

イ 住宅の確保

- 賃貸住宅の家主に対し、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進するとともに、当該登録情報を広く県民に提供することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
（県・指定都市・中核市）



【関連する取組】

- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録

ウ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

- 高齢または障がい有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設^(注)退所予定者や被疑者・被告人等が、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、**地域生活**への移行や自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。(県)

(注)「矯正施設」は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいいますが、ここでは、厚生労働省の「地域生活定着支援事業」における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいいます。

【関連する取組】

- 神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進

取組事例

更生保護施設

よこはまりっこうしゃ
更生保護法人横浜力行舎

犯罪をした人や非行のある少年の中には、頼れる人がいない、生活環境に恵まれない等の理由で、すぐに自立更生ができない人たちがいます。

更生保護施設は、こうした人たちを一定の期間保護し、円滑な社会復帰を支援するという、重要な役割を担っています。宿泊場所や食事の提供など、入所者が自立の準備に専念できる生活基盤を提供しているほか、円滑な社会復帰のための指導や援助、入所者の特性に応じた専門的な処遇など、様々な機能を持っています。

横浜市磯子区の横浜力行舎では、毎月第三木曜日に、入所者と施設職員が協力し、地域のごみ拾い活動を行っています。2013（平成25）年から始まったこの活動は、今年で10年目を迎えました。地域に支えていただいているおかげで生活ができているという感謝と地域のお役に立ちたいという理念のもと、綺麗な地域づくりに取り組んでいます。

<活動の様子>



(3) 生活困窮者等の自立支援

支援策 21 生活困窮者等の自立を支援します。

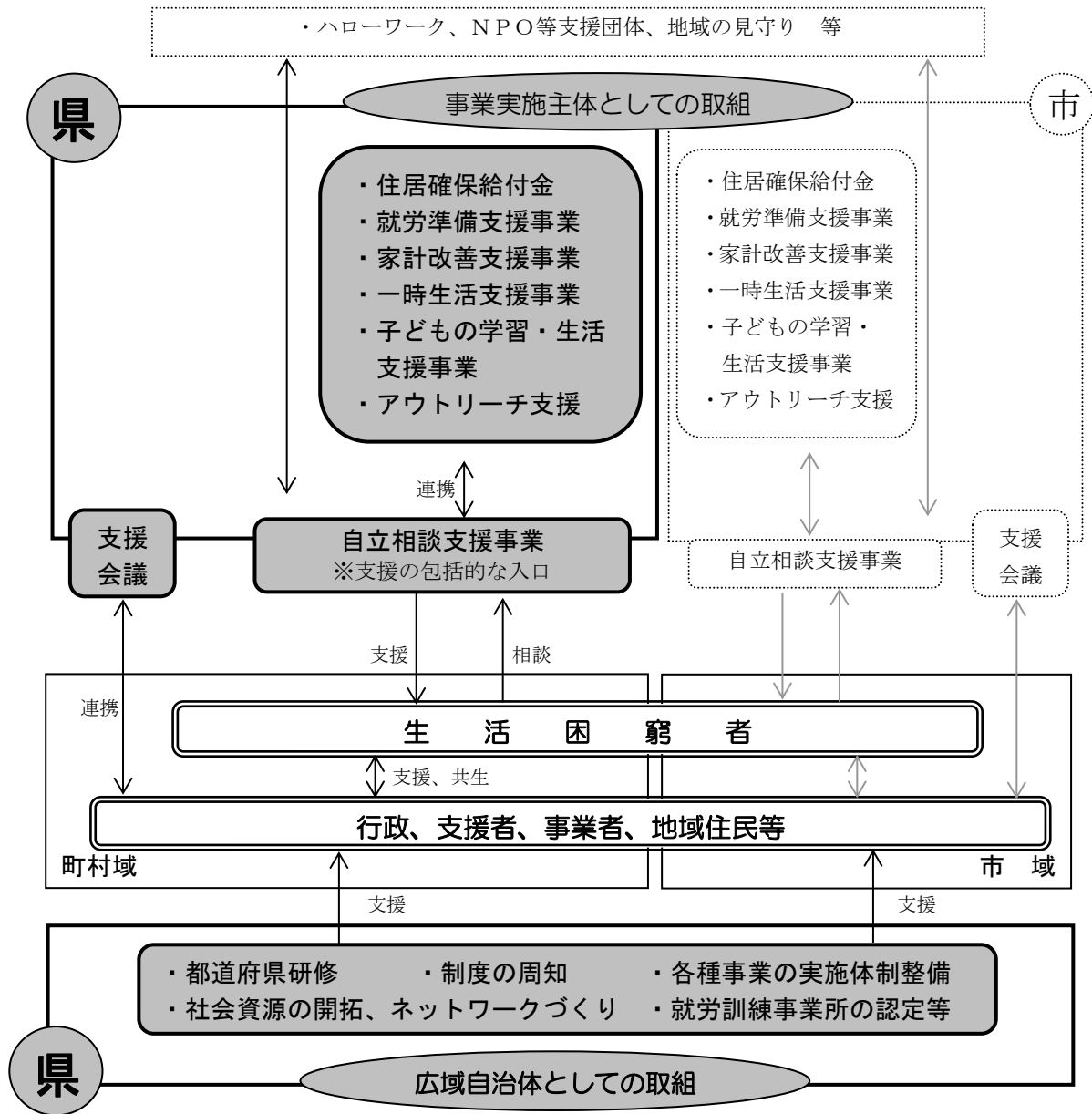
ア 生活困窮者の自立支援

- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、自立相談支援機関や地域の社会福祉法人等において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。(県・市)
また、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失、または喪失のおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。(県・市)
- 生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。(県)
- 「かながわ若者就職支援センター」と「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリングを中心とした、相談者の状況や希望に沿った就業支援を実施します。(県)
- 「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士等による心理カウンセリングを行うとともに、セミナーや就業体験等を実施するなど、ニート等の若者の職業的自立に向け、個別・継続的に包括的な支援を行います。(県)

【関連する取組】

- 生活困窮者の自立支援（自立相談支援・住居確保給付金）
- ワンストップ支援推進事業
- 若年者就業支援事業
- シニア・ジョブスタイル・かながわ事業
- 地域若者サポートステーション事業

<本県の生活困窮者自立支援法に基づく取組概要>



イ 生活困窮者対策の取組の具体化

- 神奈川県生活困窮者対策推進本部を中心として、子ども、女性や孤独・孤立に陥っている方の課題の把握、支援策の検討、施策化など、生活困窮者対策の取組の具体化を進めます。（県）
- 具体化にあたっては、誰一人取り残さないというSDGsの理念に基づき、県庁全体で公的支援の取組を一層進めるとともに、NPOや企業と連携した共助の取組も進めます。（県）

☆「神奈川県生活困窮対策推進本部」とは

コロナ禍の長期化は県民生活に大きな影響を及ぼしており、子ども、女性、孤独・孤立に陥っている方への影響が懸念されています。こうした生活困窮者の支援に全庁体制で取り組むため、知事を本部長として本県が設置した本部のこと。

【関連する取組】

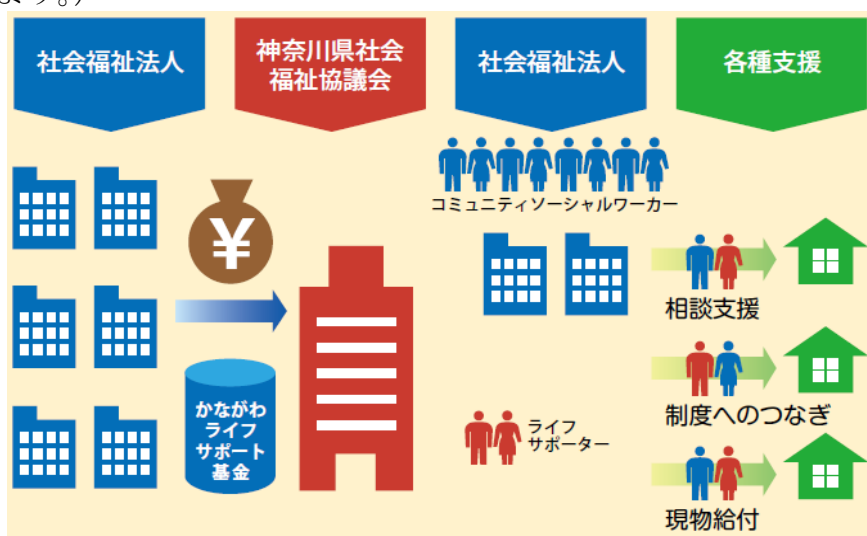
- 神奈川県生活困窮者対策推進本部による取組
- 住居不安定者の生活再建支援
- 生活困窮者対策普及啓発推進事業
- 生活困窮等若者巣立ち応援事業

【県社会福祉協議会の取組「かながわライフサポート事業」】

事業に参加する社会福祉法人からの財源・人的支出など、社会福祉法人による社会貢献・地域貢献を基として、生活困窮等の課題を有する方に対する総合相談支援を行います。

具体的には、事業に参加する社会福祉法人内の相談支援員等を県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとして委嘱し、県社会福祉協議会内のライフサポーターと共に活動を展開します。

「かながわライフサポート事業」のしくみ（県社会福祉協議会ホームページより。）



コラム『神奈川県認定生活困窮者就労訓練事業』

神奈川県

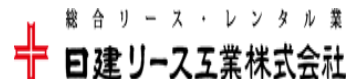
生活困窮者自立支援法には、ひきこもり、心身に課題があるなど、さまざまな事情からすぐには一般企業等で働くことが難しい方に対して、都道府県等の認定を受けた事業者が、訓練として就労体験や支援付き雇用を提供する制度があります。

本事業は、事業者と自立相談支援機関が両輪となって伴走し、生活困窮者の就労自立を支援する共助の取組です。

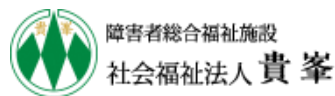
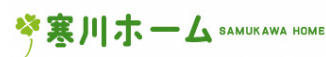
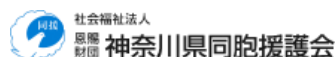
制度開始当初は、認定事業者は社会福祉法人が中心でしたが、最近では株式会社も増えてきました。企業の間で、多様な人材を社会の一員として受け入れ、育成していこうとする機運が高まってきています。

県は、この有効な取組をさらに普及するため、受け皿となる事業者の開拓に取り組んでいます。

【神奈川県認定を受けた事業者】



ひとりひとりに合った支援のかたちを。



支援策 22 子どもの貧困対策を推進します。

ア 子どもの貧困対策の総合的な推進

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、必要な環境整備と教育の機会均等を図る「子どもの貧困対策」を総合的に進めます。（県）
- 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、子どもの福祉や教育に関する専門知識や経験を有する人材を子ども支援員等として配置するとともに、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施します。（県・市）
- 「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」を運営し、必要に応じ国の職業紹介機能につなぐことで、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現できるよう支援します。（民間）

【関連する取組】

- 子どもの貧困対策の推進
- 生活困窮者の自立支援（子どもの支援・学習支援）
- 女性就業支援事業

イ ケアリーバーへの支援

- 児童養護施設を退所した児童等を支援するため、「あすなろサポートステーション」を運営し、児童の自立に向けた相談支援・交流の場の設定・就労支援等を行うとともに、里親委託や児童養護施設等に入所していた者に対し、措置解除及び退所後も必要な支援を行うための費用を補助します。（県）

【関連する取組】

- あすなろサポートステーション事業
- 児童養護施設退所児童等支援事業

☆「ケアリーバー」とは

児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者のこと。高校卒業などのタイミングで児童養護施設や里親の元を離れた後に、身近に頼れる大人がおらず、離職や退学をして生活困窮や孤立に陥ることが問題となっています。

ウ 子どもの貧困対策の普及啓発等

- 子どもの貧困に関する理解を深めるとともに、「かながわ子どものみらい応援団」の活動等を通じて、困難な環境にある子どもたちをはじめとしたすべての子どもたちを社会全体で支援する機運を醸成します。（県）

【関連する取組】

- 子どもの貧困対策普及啓発事業

取組事例

子ども食堂

キッズカフェ杉田

子ども食堂は、現在多くの地域で活発に活動が展開されていますが、そのひとつに「キッズカフェ杉田」があります。キッズカフェ杉田は、「食品と絆を届ける」をモットーに活動しており、第15回かながわ子ども・子育て支援奨励賞を受賞した団体です。

新型コロナウイルス感染症により、子ども食堂の活動も休止や縮小など大きな影響を受けていますが、キッズカフェ杉田では、コロナ禍でも、毎月第4土曜日のカレーライス（弁当）と食品支援、月に1回食品をひとり親家庭等に届けるデリバリー型のフードパントリー、コロナに感染されたひとり親家庭等への食品支援、不定期に行う文房具等の生活用品の支援、季節行事等を開催するなど、地域の生活困窮家庭に寄り添う支援を行っています。



会場に生活用品を並べている様子



ボランティアの皆さん

支援策 23 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

ア 支援体制の構築

- 「神奈川県再犯防止推進計画」に基づき、再犯防止施策の計画的な実施に取り組めます。(県)
- 更生保護施設^(※)の運営費や県更生保護協会による「社会を明るくする運動」に対して支援します。
また、「神奈川県優良保護司表彰」を実施します。(県)

【関連する取組】

- 再犯防止施策の推進 (仮)
- 更生保護事業への支援

イ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

- 高齢または障がい有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設^(注)退所予定者や被疑者・被告人等が、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域生活への移行や自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。
(県) (支援策 18 再掲)

(注)「矯正施設」は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいいますが、ここでは、厚生労働省の「地域生活定着支援事業」における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいいます。

【関連する取組】

- 神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進

ウ 就労支援

- 矯正施設退所者等で国の就労支援を受けた者と事業主に継続的かつきめ細やかな定着支援を行い、経済的自立による健全な社会復帰を促進します。
(県)
- 保護観察対象者の民間企業等への就労につなげるため、神奈川県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。
(県)
- 矯正施設退所者等を雇用している協力雇用主に対し、入札参加資格認定の優遇措置を実施し、刑務所出所者等の雇用を促進します。(県)

【関連する取組】

- 刑務所出所者等就労支援事業（定着支援）
- 保護観察対象者の就労支援
- 協力雇用主の入札参加資格認定における優遇措置

【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間とされており、各地で再犯防止の啓発や更生保護^(※)の普及活動が行われています。



「第72回社会を明るくする運動」（2022（令和4）年）ポスター

湘南ベルマーレ試合会場で行われた
「社会を明るくする運動」の広報活動



平成 28 年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施することが定められました。再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるためには、国と地方公共団体は、民間の団体等とも相互に連携して取り組んでいくことが重要です。

こうした中、県では、令和元年 3 月に、「神奈川県再犯防止推進計画」を策定して以降、同計画の進行管理や民間団体、国の関係機関の取組等について、国と情報交換を行い、再犯防止に係る取組の効果的・効率的な推進に努めてきました。

また、市町村においても、地方再犯防止推進計画の策定が着々と進んでいます。今後も、情報共有や連携の強化を図り、市町村における計画策定を支援しながら、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを目指していきます。

区分	市町村数	市町村
策定済み	11	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、座間市、南足柄市、開成町、湯河原町、愛川町

※令和 4 年 10 月 1 日現在

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会

計画に掲げた支援策の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

〔構成員〕有識者、福祉関係者、県民、県社会福祉協議会職員、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員など

(2) 福祉 21 推進会議 地域福祉部会

庁内関係部局で構成する本 部会 において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

〔構成員〕 関係各局総務室企画調整担当課長、福祉子どもみらい局関係課長など

(3) 県・市町村地域福祉主管課長会議等

県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、評価結果については、県ホームページで公表します。

(1) PLAN（計画）

神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会等の議論を踏まえ、神奈川県社会福祉審議会で審議し、計画を改定。

(2) DO（実施）

計画に位置付けた事業の実施。

(3) CHECK（評価）

毎年度、計画に位置付けた事業の実施状況を踏まえ、神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において総合評価を実施。評価結果については、県ホームページで公表。

(4) ACTION（改善）

計画に位置付けた事業の実施状況及び総合評価を踏まえ、次年度以降の事業の改善を議論。

3 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告

国の施策動向など状況の変化を踏まえ、計画の施策を展開します。

その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議において調整を図るとともに、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、ご意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。

第6章

資 料

第6章 資料

地域福祉の推進について（基本指針）

平成14年 7月19日 神奈川県

1 基本指針の意義・機能

県では、地域福祉を推進し、地域福祉計画や地域福祉支援計画策定の準備を進めるため、平成13年11月に県社会福祉審議会に地域福祉に関する考え方や地域福祉の推進方策など、神奈川県における地域福祉の方向性について諮問し、平成14年6月11日に答申を受けました。

今後、各市町村は地域住民の参画を得て、それぞれの地域の実情に応じて地域福祉を推進していくこととなります。そのためには、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が、地域福祉推進に当たっての基本的な考え方などについて共通の認識を持って、協力し合っていくことが必要です。

そこで県では、こうした認識を共有するため、地域福祉の推進に向けて、その「基本的な考え方」や「地域福祉推進モデル事業の成果の活用」、「地域福祉計画及び地域福祉支援計画」に関する基本指針を定めました。

2 地域福祉推進に当たっての基本的な考え方

(1) 「地域福祉」に関する考え方

地域福祉の推進に当たり、「めざす社会の姿」や「地域福祉」について次のとおり考えます。

ア めざす社会の姿

これまで、誰もが地域で当たり前の生活を送ることができる福祉社会をめざすというノーマライゼーションの考え方に基づき、住民参加による地域に根ざした福祉の展開に取り組んできました。

今回の社会福祉基礎構造改革の理念や福祉に対する県民の意識・ニーズの変化を受け止めて、取組みを一步進め、今後は、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が参加し、協力して、「誰も排除されない、誰も差別されない社会」、「共に生き、支え合う社会」をつくっていく（ソーシャル・インクルージョン）、そうした地域社会をめざします。

イ 「地域福祉」に関する考え方

「地域福祉」は、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが、地域において、生き生きと自立した生活が送れるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、助け合いの心を広める共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくり等、地域における様々なサービス・活動等が組み合わさって、「共に生き、支え合う社会づくり」を具体化していくことです。

ウ 「地域福祉」の推進

地域福祉の推進には、「地域住民が自主的に、また、互いに連携してボランティア活動やNPO活動など地域における福祉活動を行う場」であり、「地域住民の支え合い・共助の活動（インフォーマルサービス）と制度化されたサービス（フォーマルサービス）が、それぞれの特性を生かし合いながら、サービスを必要とする人の生活を総合的に支える場」である「福祉コミュニティ」をつくっていくことが大切です。

(2) 地域福祉のとらえ方

これまでの福祉は、児童、障がい、高齢者等を対象に、それぞれ個別のプログラムを充てていましたが、これからは「一人ひとりの能力、課題解決意思を十分に生かしながら、地域で自立した生活を支援していく」という視点に立って、健康づくり、生きがい、就労、住宅、まちづくりなど、幅広い観点から福祉を地域で組み立てていく必要があります。

(3) 地域福祉の対象者

地域福祉の対象者はすべての人々です。地域において誰もが一人の人間として大切にされながら生き生きと暮らしていくためには、「社会的孤立の予防」が第1の基本であり、地域において排除されやすい（あるいはされている）「弱い立場にある人々」の権利を守りながら、社会的に孤立しないようしくみづくりが大切です。

そのためには、支援が必要な高齢者や障がいのある人本人及び家族だけでなく、社会的に孤立している子育て中の若い親や一人暮らしの高齢者、国籍や言葉の壁、文化の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなくさまよう若者たち、いわゆるホームレスなど、国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者として幅広くとらえていく必要があります。

(4) 選択による地域福祉サービス

地域で自立した生活を営むために、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるよう、情報提供、サービスの利用支援やマネジメント、苦情解決、第三者評価など、利用者を支援するしくみを充実していく必要があります。

(5) 地域福祉の担い手

地域福祉を推進していくためには、地域住民が主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な主体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、パートナーシップのもとに役割を果たしていく必要があります。また、様々な主体が「その地域の福祉をどう考えるのか」について認識を共有しながら、地域の生活上の課題の解決に向けて協働していくことが大切です。

3 地域福祉推進モデル事業の成果の活用

5つの市町（横須賀市、平塚市、厚木市、開成町及び相模湖町）において実施した地域福祉推進モデル事業では、それぞれの地域の実情に応じて特色ある福祉コミュニティづくりが進められ、次のような成果が得られています。

- (1) 地域住民が参画した福祉コミュニティづくりの進め方の手法が得られたこと
- (2) 福祉コミュニティづくりに当たって核となる人・団体等の役割の重要性が改めて認識できたこと
- (3) 人と直に接しながら生活上の課題や福祉のニーズ、地域資源を把握することを通して、福祉コミュニティづくりそのものが進むということを認識できたこと
- (4) 住民一人ひとりの求めるニーズや生活上の課題を把握することと、それをサービスの担い手や地域資源とつなぐことの大切さが改めて認識できたこと

今後も、各地域における地域福祉の取組みを研究し、その成果を活用していくことが大切であると考えます。

4 地域福祉計画及び地域福祉支援計画

(1) 地域福祉計画

市町村が定める地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められたとおり、「地方自治法第2条第4項に定められた基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める」ものであり、策定については各市町村の裁量に委ねられている、任意の法定計画です。

任意の計画ですが、地域福祉の推進は、行政だけで進められるものではなく、広く地域住民等の理解と協力の上に成り立つものですので、それぞれの地域の特性に応じて、市町村としての地域福祉推進の考え方を検討し、明らかにしていくこと、また、市町村として実施する具体的な施策・事業について目標を定め、それを明らかにしていくことが大切です。

また、そうした措置を講じることは、社会福祉法第6条に定められたとおり地方公共団体の責務ですので、この趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて計画的に取り組んでいくことが求められていると考えます。

なお、同法に掲げられた事項が盛り込まれ、策定・変更に合わせて住民意見の反映等の必要な措置がとられ、その内容が公表されるものであれば、総合計画等別の計画の中に、同法に定められた地域福祉計画を位置付けることも可能です。

(2) 地域福祉支援計画

県はこれまでも、広域自治体としての役割を踏まえ、地域福祉を推進するため、県の総合計画である「かながわ新総合計画21」に位置づけられた主要施策の「身近な地域福祉のしくみづくり」や、重点プロジェクトの「地域ケアのしくみづくり」などに取り組んできています。

地域福祉の推進に当たっては、まちづくりや教育など関連分野も含めた総合的かつ計画的な取組みが求められていることから、今後も引き続き、県の総合計画を推進する中で、地域福祉の取組みや市町村における地域福祉推進の支援を図っていきたいと考えます。

今後、県民や市町村等から広域的な対応が求められるニーズや生活上の課題について情報を収集し、県社会福祉審議会の意見を踏まえながら、県民や市町村等とともにめざす方向性や、県として広域性、専門性、先駆性などの視点から担うべき役割等について整理し、平成15年度を目途に県の地域福祉支援計画のあり方等を取りまとめます。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題

を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第 22 条第 2 項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第

3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19 名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えた。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、平成 28 年 10 月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念とした。

県は、津久井やまゆり園の再生を進める過程において、利用者に対するより良い支援のあり方を模索してきた。そうしたところ、これまでは利用者の安全を優先するという理由で管理的な支援が行われてきたが、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、当事者本人の目線に立たなくてはならないことに改めて気付いた。

そして、障害者との対話を重ね、その思いに寄り添うために全力を注いだ。その結果、障害者一人一人の心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉であるとの考えに至った。

そこで、令和 3 年 11 月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓った。

顧みると、我が国においては、昭和 56 年の国際障害者年を転機として、ノーマライゼーションの理念の下、全ての障害者が自立と社会参加をすることができるよう環境の整備が進められてきた。また、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の国内法の整備が行われ、平成 26 年には、障害者の権利に関する条約が批准された。しかしながら、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことができる社会環境の整備は、いまだ道半ばである。

私たちは、この現状に真摯に向き合い、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、障害者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組を進めるべく、普遍的な仕組みを構築していかなければならない。

このような認識の下、当事者目線の障害福祉の推進が、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、その基本となる理念や原則を明らかにした、当事者目線の障害福祉を進めていくための基本的な規範として、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障害者」とは同号に規定する障害者をいう。

2 この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。

3 この条例において「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

4 この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者、同条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同条第26項に規定する移動支援事業を行う者、同条第27項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第28項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児

通所支援事業を行う者、同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項に規定する障害児入所施設又は児童発達支援センターを営む事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 当事者目線の障害福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 障害者一人一人の自己決定が尊重されること。
- (3) 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること。
- (4) 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること。
- (5) 障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること。
- (6) 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行うものとする。
- 3 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が当事者目線の障害福祉に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民及び事業者の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない。

(障害福祉サービス提供事業者の責務)

第7条 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 知事は、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、毎年度、基本計画の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(基本計画に定める施策)

第9条 基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けることができ、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策
- (3) 障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策
- (4) 障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けることができるようにするための施策
- (5) 障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及

び障害者の雇用促進に関する施策

- (6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策
- (7) 障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
- (8) 障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
- (9) 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
- (10) 障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
- (11) 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
- (12) 障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関する施策

(意思決定支援の推進)

第 10 条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

2 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備するものとする。

3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

(障害者の権利擁護)

第 11 条 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者（次項においてこれらを「関係者」という。）は、施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。

2 関係者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

(障害を理由とする差別、虐待等の禁止)

第 12 条 何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない。

(障害を理由とする差別に関する相談、助言等)

第 13 条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備するものとする。

2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。
- (2) 関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと。
- (3) 他の地方公共団体への通知その他の連絡調整を行うこと。

(社会的障壁の除去)

第 14 条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(虐待等の防止)

第 15 条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。

2 障害福祉サービス提供事業者は、その従業者に対し、障害者に対する虐待等の防止に関する研修及び啓発を行うよう努めなければならない。

(虐待の早期発見等)

第 16 条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見のため、障害者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見及び早期対応のための体制を整備するものとする。

(障害者の家族等に対する支援)

第 17 条 県は、障害者の家族その他の関係者（以下この条において「障害者の家族等」という。）の日常生活における不安の軽減を図るため、障害者の家族等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進)

第 18 条 県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。

(障害者主体の活動の促進)

第 19 条 県は、障害者の自立及び社会参加の促進のために障害者が主体となって企画し、及び実施する活動（以下この条において「障害者主体の活動」という。）に関する県民等の理解を深め、その活性化を図るため、障害者主体の活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県内において障害者主体の活動に取り組む団体又は個人が、相互に連携し、必要な情報を共有し、及び協働することができるよう支援に努めるものとする。

3 県は、障害者主体の活動の促進に資するよう、国内外の障害者主体の活動に関する情報の収集、整理及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯にわたる障害者への支援体制の整備)

第 20 条 県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(高齢者施策等との連携)

第 21 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携を図るものとする。

(支援手法に関する調査研究)

第 22 条 県は、障害の特性に応じた支援手法の確立を図るため、国内外の先進的な取組に関する情報の収集その他の調査研究に努めるものとする。

(中核的な役割を担う拠点の整備)

第 23 条 県は、当事者目線の障害福祉の推進に資するよう、障害者の地域生活の支援及び社会参加の促進に関して中核的な役割を担う拠点の整備に努めるものとする。

(地域間の均衡)

第 24 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、障害者に対する福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めるものとする。

(自立支援協議会の活動の推進等)

第 25 条 県は、障害者への支援体制の整備を図るため、障害保健福祉圏域（保健及び医療と福祉との連携を図る観点から県内を区分した区域のことをいう。）ごとに協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。次項において同じ。）を置くとともに、その活動を推進するものとする。

2 県は、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図るものとする。

(人材の確保、育成等)

第 26 条 県は、障害者の福祉に係る事業に従事する人材（次項において「従事者」という。）の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

3 県は、障害者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 27 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語の説明

【あ行】

オレンジパートナー

認知症サポーターにステップアップ講座や活動先に関する情報提供を行い、「オレンジパートナー」としてボランティア活動をしていただく県独自の取組み。

【か行】

介護医療院

2017（平成 29）年の介護保険法改正により、2018（平成 30）年度から新たに設けられた施設類型。介護保険法に基づき都道府県知事（指定都市・中核市に所在する事業所については当該市長）の開設許可を受けることにより当該施設となる。長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

外国籍県民等

外国籍県民に加え、国籍にかかわらず外国にルーツがある県民を含む。

介護サービス事業者

介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業所や施設を開設している者。

介護サービス事業所

介護保険法に基づく介護サービスを提供している事業所、施設。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者からの相談を受け、その心身の状況に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、利用するサービスの種類や提供事業者を定める「居宅サービス計画」の作成及び施設サービスを希望する場合の介護保険施設の紹介等を行うとともに、市町村、事業者、施設との連絡調整を行う人であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する人。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的または精神の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身の状況に応じた介護を行ったり、その方や介護者に対して指導を行う専門職。

介護保険施設

介護保険法に基づく高齢者対象の入所施設。

神奈川県障がい福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的見地から、障害福祉サービス及び障害児支援の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。

神奈川県手話言語条例

県では、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するため、2014（平成26）年12月に「神奈川県手話言語条例」を制定した。（施行は2015（平成27）年4月1日）

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、社会に参加できる「バリアフリーの街づくり」に関し、県、事業者、県民の責務や県の基本方針を定めているほか、官公庁施設や福祉施設等の公共的施設や、道路、公園を障がい者等が安全、快適に利用できるようにするための整備基準の遵守等を定めた条例。

かながわ高齢者保健福祉計画

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目指すことを普遍的な目標として、高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健康で自立して生活することができるように、介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、本県の高齢者保健福祉施策の総合的な推進を定めた計画。

かながわ子どもみらいプラン

本県では、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に進めていくため、子ども・子育て支援法に基づく「県子ども・子育て支援事業支援計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の2つの計画を一体のものとして策定。

かながわ災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害の発生に備え、県が関係団体等と協働して、2016（平成28）年7月に構築した。大規模災害時における高齢者や障がい者など特に配慮を要する者（要配慮者）を支援することを目的としている。

かながわ障害者計画

障がい者の状況などを踏まえた、本県における障がい者のための施策に関する基本的な計画。

かながわ福祉人材センター

福祉介護人材の確保・定着を図るため、無料職業紹介事業や就職ガイダンス、就職相談会等を実施するとともに、福祉介護現場の働きやすい職場作りに向けた指導・助言等を行う機関で、県が社会福祉法に基づき、神奈川県社会福祉協議会を指定し設置している。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。(ただし、支援策 22 の「イ」においては、厚生労働省の地域生活定着支援事業における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。)

共同募金（赤い羽根共同募金）

社会福祉法において、「都道府県の区域を単位として、毎年 1 回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と規定される。

ゲートキーパー

こころに不調を抱えていたり、自殺に傾くサインに気づき、対応する人。

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

更生保護施設

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供や、生活指導、職業補導などを行うことで、自立を援助する民間の施設。

心のバリアフリー推進員

企業等において、障がいに関する知識の普及や障がい者への配慮など、障がいを理由とする差別の解消のために役立つ取組みを積極的に実践する人。

【さ行】

サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づく障がい者の通所及び入所のサービスを提供する事業所において、利用者や家族の意向を踏まえた支援の計画を作成し、サービスを提供する従業者に対しての指導又は助言を行う人。

災害救援ボランティア

地震や水害などの災害発生時から復興に至るまで、被災地の復旧・復興のために活動するボランティア。

災害多言語支援センター

大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために、行政機関等が発信する情報を享受できない、又は地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために多言語での災害に係る情報を提供するセンター。

在宅医療・介護連携推進事業

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が中心となって地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

児童発達支援管理責任者

児童福祉法に基づく障がい児の通所及び入所のサービスを提供する事業所において、利用者や家族の意向を踏まえた支援の計画を作成し、サービスを提供する従業者に対しての指導又は助言を行う人。

市民後見人

親族以外の第三者後見人のうち、弁護士などの専門職による後見人ではなく、社会貢献のために、市町村等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付け、成年後見人等として選任された人。

社会福祉協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会ホームページから一部引用。）

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として、社会福祉法に基づき、設置されている。

・市区町村社会福祉協議会

高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいる。

（活動の一例）

- * 地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」の実施
- * ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介を行うボランティアセンターの運営
- * 小中高校における福祉教育の支援など。

・都道府県社会福祉協議会

全県域での地域福祉の充実を目指し、次のような活動を行っている。

（活動の一例）

- * 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行う「日常生活自立支援事業」。（市区町村社会福祉協議会と連携して実施。）
- * 福祉サービスに関する苦情の相談を受け付け、中立の立場から助言、あっ旋などを行うことによって問題の解決を図るため、「運営適正化委員会」を設置。

- * 福祉サービスの質の向上を図ることを通じてサービス利用者の安心と満足を実現するため、「福祉サービスの第三者評価事業」を推進。
- * 経済的な支援を必要とする方に対して、生活や就業等に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付け。
- * 「福祉人材センター」における福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供。
- * 福祉関係者に対する専門的な研修事業の実施、市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携によるボランティア活動の振興など。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的若しくは精神の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。

情報アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活支援コーディネーター

高齢者等の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

第1層から第3層に区分され、その役割は次のとおり整理される。

- ・ 第1層（市町村に配置される人材）
市町村レベルにおいて、市町村全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する。
- ・ 第2層（中学校区・日常生活圏域レベルに配置される人材）
中学校区や日常生活圏域レベルにおいて、圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する。
- ・ 第3層（生活支援サービス提供組織）
生活支援サービスの提供組織に置かれ、利用者へのサービス提供を行う。

精神保健福祉士

専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受けている方等の、地域相談支援の利用やその他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職。

成年後見制度

財産の管理や契約の締結などの法律行為等を行う際に、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、自分で判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わり財産管理や介護サービスの契約などを行う制度。

この制度には、上記のとおり家庭裁判所が後見人を選任する「法廷後見制度」と、判断能力が不十分となる前に、本人があらかじめ後見契約を結んでおく「任意後見制度」がある。

制度を利用するに当たっては、

- ・ 「法定後見制度」は、本人、配偶者、四親等内の親族または市町村長等が「成年後見人等」の選任を、
- ・ 「任意後見制度」は、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見人等が「任意後見監督人」の選任を

家庭裁判所に申し立てることから始まり、その後、家庭裁判所による本人への事情の聞き取りや、調査・鑑定等を経て、後見人が選任され、制度に基づく支援が開始される。

セルフヘルプ・グループ（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会ホームページから一部引用）

共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に活動を行うグループ。仲間と出会い、気持・情報などをわかちあうことで悩みをひとりで抱えている状態から抜け出すことを互いに支え合う活動をしている。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う人。

相談支援包括化推進員

地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力をもち、地域において、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、相談者等が抱える課題の把握、プラン作成、相談支援機関等への助言・指導や連絡調整及びその他相談者の自立を支援する上で必要な支援等を行う人。

【た行】

第三者後見人

成年後見人の選任において、親族からの協力が得られない、身寄りがいないなどの場合に、第三者後見人として、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や社会福祉法人等の法人、市民が選任される。

縦割り

各分野の不合理な役割分担や管轄意識によって、分野間での連携が難しいことを表す。

地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護（要支援）状態となることの予防や軽減、また、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、市町村が実施する事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業があり、一体的に行われる。

地域福祉コーディネーター

地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材。

地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

【な行】

ニート（NEET）（厚生労働省ホームページより引用。）

Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない人）をいう。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する人。全国で養成され、サポーターの証としてオレンジリングが配布される。

認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役となる医師。

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携の支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う。

【は行】

避難行動要支援者名簿

市町村が作成する、高齢者や障がい者など災害時の避難に特に配慮を必要とする方に係る名簿。名簿情報については、本人からの同意を得て、消防、民生委員・児童委員等の関係者にあらかじめ情報提供される。

包括的な支援体制（包括的支援体制）

住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と共同して、複合化した地域生活課題を解決するための体制。

ボランティアコーディネーター

社会福祉施設や病院などでボランティアの受入れや、社会福祉協議会等のボランティアセンターにおけるコーディネーションを行う人。主な役割は、ボランティア募集やマッチングを行い、「ボランティア活動をしたい」というニーズに対して、活動につながる調整・支援やフォローアップを行う。さらに、入門講座や傾聴などのテーマ別研修会を開催するなど、ボランティア活動を推進する取組み、ボランティアグループの活動や運営の支援等を行う。

また、災害時に被災地に設置される災害救援ボランティアセンターにおいても一連のボランティアコーディネートを担当する。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法等に規定されている、常に住民の立場に立った相談・支援者として、知事（指定都市及び中核市においては市長）の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、市町村に設置される、給与を支給しない非常勤の特別職。

主な職務は、担当区域内の援助を必要とする住民の調査や家庭訪問、安否確認、調査事務、社会福祉施設や行政機関等との連絡など。

また、民生委員・児童委員の中から、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が指名され、子どもたちの見守り、子育てに関する相談・支援等を行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がい、年齢、性別、国籍等の違いを超えて、あらゆる人が利用可能であるように考えられた施設や製品等のデザイン。

要配慮者

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方。

【N】

NPO

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の略。公益を目的とする非営利の民間の自主的な活動を行う法人及び法人格を持たない団体。

計画の改定経緯

1 計画への県民意見の反映

「神奈川県地域福祉支援計画」改定計画素案に対するパブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

2022（令和4）年12月 日～2023（令和5）年1月 日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、手話を撮影したCD-ROM

(4) 提出された意見の概要

ア 提出意見件数 件

イ 意見提出者数 人・団体（個人； 人、団体； 団体）

ウ 意見の内訳

区 分	件数
(ア) 計画の概要	件
(イ) 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化	件
(ウ) 今後取り組むべき重点事項等への対応	件
(エ) 施策の展開（ひとづくり）	件
(オ) 施策の展開（地域（まち）づくり）	件
(カ) 施策の展開（しくみづくり）	件
(キ) その他	件
計	件

エ 意見の反映状況

区 分	件数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	件
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	件
(ウ) 今後の政策運営の参考とします。	件
(エ) 反映できません。	件
(オ) その他（感想・質問等）	件
計	件

2 会議等による検討

(1) 神奈川県社会福祉審議会

- ア 2022（令和4）年11月24日 計画の改定について
- イ 2023（令和5）年 月 日 計画の改定について

(2) 神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会

- ア 2022（令和4）年7月6日 計画の改定について
- イ 2022（令和4）年9月1日 改定計画骨子案について
- ウ 2022（令和4）年11月16日 改定計画素案について
- エ 2023（令和5）年 月 日 改定計画案について

(3) 神奈川県議会厚生常任委員会

- ア 2022（令和4）年9月 改定計画骨子案について
- イ 2022（令和4）年12月 改定計画素案について
- ウ 2023（令和5）年2月 改定計画案について

(4) 福祉21推進会議（地域福祉部会）

- ア 2022（令和4）年7月20日 計画の改定について
- イ 2022（令和4）年11月10日 改定計画素案について

3 市町村への情報提供、市町村との調整等

- 2022（令和4）年5月～6月 圏域別地域福祉担当者連絡会
(計画の改定に係るヒアリング・意見交換)
- 2022（令和4）年11月14日 県・市町村意見交換会
(改定計画素案について)



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4750(直通)